



市章
か

大和高田市公報



市の木: さざん

目次

条例

- 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(税務課)..... 5
- 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(保険医療課)..... 10

規則

- 大和高田市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(収納対策室)..... 10
- 大和高田市生活管理指導員派遣事業実施規則を廃止する規則(地域包括支援課)..... 10
- 大和高田市家族介護慰労金支給事業実施規則を廃止する規則(〃)..... 11
- 「食」の自立支援事業実施規則を廃止する規則(〃)..... 11
- 大和高田市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則(保険医療課)..... 11
- 大和高田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則(〃)..... 11
- 大和高田市子ども医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則(〃)..... 28
- 大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(保育課)..... 32
- 大和高田市奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(都市計画課)..... 33

訓令

- 平成30年度大和高田市固定資産評価要領作成業務委託事業者選定委員会設置要綱(税務課)..... 40
- 大和高田市新庁舎建設事業設計・施工業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱(庁舎建設室)..... 41
- 大和高田市新庁舎オフィス環境整備支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱(〃)..... 42

告示

- 平成30年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧(税務課)..... 43
- 大和高田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱及び大和高田市臨時福祉給付金(経済対策分)支給事業実施要綱を廃止する告示(社会福祉課)..... 44
- 大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示(人事課)..... 44
- 平成29年度大和高田市一般会計補正予算(第12号)等の専決処分について(財政課)..... 45
- 指定管理者の指定(社会福祉課)..... 52
- 指定管理者の指定(〃)..... 52
- 大和高田市母子・父子自立支援員設置要綱を廃止する告示(児童福祉課)..... 52
- 電子公印の廃止(財産管理課)..... 53
- 電子公印の廃止(〃)..... 54
- 屋外広告物条例施行規則に基づき指定する地域又は場所の告示(都市計画課)..... 55
- 平成30年度固定資産の評価等の固定資産税課税台帳への登録(税務課)..... 55
- 収納事務委託(生活安全課)..... 55
- 収納事務委託(市民課)..... 55

○指定代理納付者の指定(収納対策室)	56
○放置自転車等の移動・保管(生活安全課)	56
○公示送達(収納対策室)	57
○住民基本台帳法及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表(市民課)	57
○引取りのない自転車等の処分(生活安全課)	59
○大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱の一部を改正する告示(産業振興課)	60
○公示送達(収納対策室)	62
○公示送達(〃)	62
○放置自転車等の移動・保管(生活安全課)	63
○電子公印の使用(財産管理課)	64
公告	
○大和高田市流域対策検討業務に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)	64
○一般焼却炉2号ガス冷却室更新工事に関する条件付き一般競争入札公告(〃)	67
○平成30年度庁用バス運行業務委託に関する条件付き一般競争入札公告(〃)	70
○大和高田市市立病院院内滅菌業務委託に関する条件付き一般競争入札公告(市立病院総務課)	72
○農用地利用集積計画の縦覧(産業振興課)	75
○農用地利用集積計画の縦覧(〃)	76
○農用地利用集積計画の縦覧(〃)	76
○陵西幼稚園屋外保育場防水改修工事に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)	76
○高田西中学校大規模改造工事に関する条件付き一般競争入札公告(〃)	78
○陵西小学校既存校舎解体及び外部階段増築工事に関する条件付き一般競争入札公告(〃)	82
○平成30年度大和高田市固定資産評価要領作成業務の事業者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告(税務課)	85
○大和高田市新庁舎建設事業設計・施工業務の受託候補者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告(庁舎建設室)	86
○大和高田市新庁舎オフィス環境整備支援業務の受託候補者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告(庁舎建設室)	86
○浄化槽保守点検業務(市内7小学校、2中学校、5幼稚園)に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理室)	87
教育委員会	
○平成29年度大和高田市文化会館レストラン運営事業者プロポーザル選定委員会設置要綱(文化振興課)	90
○大和高田市教育委員会パブリックコメント手続要綱(教育総務課)	91
○大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示(〃)	92
○教育委員会3月臨時委員会の招集(〃)	92
○教育委員会4月定例委員会の招集(〃)	93
選挙管理委員会	
○選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)	93
○選挙管理委員会の招集(〃)	93
公営企業	
○大和都市計画下水道事業の事業計画の変更の図書の写しの縦覧(下水道課)	93
○敷枝築山地内管渠工事(56)・給配水管移設工事(G56)に関する条件付き一般	

競争入札公告(〃).....94
 ○高4枝磯野北町地内管渠工事(6-1)・給配水管移設工事(G06-1)に関する
 条件付き一般競争入札公告(〃).....97
 ○葛5枝出地内管渠工事(66)・給配水管移設工事(G66)に関する条件付き一般
 競争入札公告(〃).....100
 ○市枝野口・市場地内管渠工事(5)に関する条件付き一般競争入札公告(〃).....102
 ○高5枝東中2丁目地内管渠工事(2)・給配水管移設工事(G02)・配水管布設替
 工事(S02)に関する条件付き一般競争入札公告(〃).....105
 ○高5枝曾大根地内管渠工事(3)・給配水管移設工事(G03)に関する条件付き一
 般競争入札公告(〃).....108
 ○高6枝西三倉堂1丁目地内管渠工事(54)・給配水管移設工事(G54)に関する
 条件付き一般競争入札公告(〃).....111
 ○高6枝南陽町地内管渠工事(51)・給配水管移設工事(G51)に関する条件付き
 一般競争入札公告(〃).....113
 ○高6枝南陽町地内管渠工事(53)・給配水管移設工事(G53)に関する条件付き
 一般競争入札公告(〃).....116

公布された条例のあらまし

◇大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

1 理由

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の規定整備を行うものです。

2 内容

【固定資産税・都市計画税】

・わがまち特例の見直し

固定資産税の課税標準の減額特例措置について、地方税法で定める上限及び下減並びに参酌基準割合の見直しがあったことに伴い、課税標準となるべき価格に乗ずる割合の見直しを条例で規定します。(附則第10条の2関係)

(1) 公害防止用設備<汚水又は廃液処理施設>(第10条の2第1項)

改正前		改正後	
地方税法	条例	地方税法	条例
1/3を参酌して1/6以上1/2以下	1/3	1/2を参酌して1/3以上2/3以下	1/2

(2) 雨水貯留浸透施設(第10条の2第4項)

改正前		改正後	
地方税法	条例	地方税法	条例
2/3を参酌して1/2以上5/6以下	2/3	3/4を参酌して2/3以上5/6以下	3/4

(3) 水力発電設備(第10条の2第7項)

改正前		改正後(出力5,000kW以上)	
地方税法	条例	地方税法	条例
1/2を参酌して1/3以上2/3以下	1/2	2/3を参酌して1/2以上5/6以下	2/3

(4) 地熱発電設備(第10条の2第8項)

改正前		改正後(出力1,000kW未満)	
地方税法	条例	地方税法	条例
1/2を参酌して1/3以上2/3以下	1/2	2/3を参酌して1/2以上5/6以下	2/3

(5) バイオマス発電設備(第10条の2第9項)

改正前		改正後(出力10,000kW以上20,000kW未満)	
地方税法	条例	地方税法	条例
1/2を参酌して1/3以上2/3以下	1/2	2/3を参酌して1/2以上5/6以下	2/3

(6) 太陽光発電設備(第10条の2第10項)

改正前		改正後(出力1,000kW以上)	
地方税法	条例	地方税法	条例
2/3を参酌して1/2以上5/6以下	2/3	3/4を参酌して7/12以上11/12以下	3/4

(7) 風力発電設備(第10条の2第11項)

改正前		改正後(出力20kW未満)	
地方税法	条例	地方税法	条例
2/3を参酌して1/2以上5/6以下	2/3	3/4を参酌して7/12以上11/12以下	3/4

- ・バリアフリー改修が行われた劇場・音楽堂等、主に実演芸術の公演の用に供する施設(家屋)に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置が創設されたことにより、減額を受けようとする所有者が、改修後3月以内に市長に提出しなければならない書類について条例で規定します。

(附則第10条の3第12項、附則第19条関係)

※平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、該当施設であることが証明され、かつ、一定の基準に適合させるよう改修工事を行った場合、当該改修工事が完了した年の翌年度から2年度分の当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の3分の1に相当する額を減額します。

- ・土地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置について、現行の仕組みを継続します。(附則第12条～第13条、第13条の3、第20条～第24条及び第26条関係)

【法人市民税】

- ・二重課税の調整の見直し

内国法人が合算課税の適用を受ける場合に、外国関係会社に対して課されたわが国の所得税等、地方法人税及び法人市民税の額のうち合算対象とされた所得に対応する部分に相当する金額をその内国法人の法人税、地方法人税及び法人市民税の額から控除することとされたことによる所要の整備を行います。(第40条第2項、第3項関係)

- ・納期限の延長の場合の延滞金の除算期間の見直し

納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がなされ、その後更に増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額(その申告により納付すべき税額に達するまでの部分に限る。)のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算することとします。(第42条関係)

3 施行期日

平成30年4月1日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 理由

国民健康保険税の算定基準を定める地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の軽減判定所得が引き上げられたことを受け、本市においても、同様の措置を講じ、軽減対象者の拡大を図るとともに、マイナンバーによる職業安定局との情報連携により特例対象被保険者等が把握できる場合は、雇用保険受給資格証明書の提示が不要とするため、規定の整備を行います。

2 内容

- ・国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとします。

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を27.5万円（現行：27万円）に引き上げます。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を50万円（現行：49万円）に引き上げます。
- ・納税義務者が特例対象被保険者等に係る申告をする際に提示を求めている「特例対象被保険者等であることの実態を証明する書類」について、保険者から当該書類の提示を求められた場合に限ることとします。

3 施行期日

平成30年4月1日

条 例

条例第17号

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市税賦課徴収条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条の2中「第40条第3項」を「第40条第5項」に、「第42条」を「第42条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第15条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第27条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「までに第1項」を「までに同項」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第39条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第39条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第39条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第40条第7項中「第42条第2項」を「第42条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第42条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改

め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第40条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第42条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第42条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第41条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第42条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第42条に次の2項を加える。

5 第40条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第42条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第42条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第41条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第42条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条第7項中「施行規則第10条の2の10」を「施行規則第10条の2の12」に改める。

附則第3条の2第1項中「第40条第3項」を「第40条第5項」に改め、同条第2項中「第42条」を「第42条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第5条の2第1項中「第42条に」を「第42条第1項及び第4項に」に、「同項」を「附則第3条の2第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同条第14項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第18項とし、同条中第11項から第13項までを4項ずつ繰り下げ、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第9項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第8項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15

条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第6項の次に次の5項を加える。

- 7 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 10 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 11 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の3第3項を削り、同条第4項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第11項とし、同条に次の1項を加える。

- 12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年

度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条(見出しを含む。)中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条の2の前の見出し中「昭和47年度」を「平成6年度」に改め、同条第1項中「附則第13条」を「前条」に改める。

附則第13条の3第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第3項中「第134条第1項」を「第121条第1項」に改める。

附則第28条中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加え、「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改め、同条を附則第29条とする。

附則第27条中「附則第19条及び第20条第2項」を「附則第20条及び第21条第2項」に、「附則第19条及び第21条」を「附則第20条及び第22条」に、「附則第20条第1項、第21条及び第22条」を「附則第21条第1項、第22条及び第23条」に、「附則第21条から第23条まで」を「附則第22条から第24条まで」に、「附則第23条」を「附則第24条」に、「附則第24条及び第25条」を「附則第25条及び第26条」に、「附則第25条第1項」を「附則第26条第1項」に改め、同条を附則第28条とする。

附則第26条を附則第27条とする。

附則第25条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条を附則第26条とする。

附則第24条を附則第25条とする。

附則第23条(見出しを含む。)中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条を附則第24条とする。

附則第22条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「第19条」を「附則第20条」に改め、同条を附則第23条とする。

附則第21条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「第19条」を「附則第20条」に改め、同条を附則第22条とする。

附則第20条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項中「第19条」を「前条」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条を附則第21条とする。

附則第19条の前の見出し及び同条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条を附則第20条とする。

附則第18条の15の次に次の1条を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第19条 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第28条の改正規定(「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める部分に限る。)は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成30年法律第 号)の施行の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の大和高田市税賦課徴収条例(次条第1項において「新条例」という。)

第42条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定

資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 この条例による改正後の新条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

条例第18号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例(昭和32年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第22条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

規則第10号

大和高田市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月27日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市税賦課徴収条例施行規則(昭和37年規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表様式第2号の項根拠条文の欄中「第336条、法第437条、法第485条の6、法第616条」を「第22条の12」に改め、同表様式第20号(その1)の項根拠条文の欄中「大和高田市手数料条例」の次に「(平成12年条例第10号)」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

規則第11号

大和高田市生活管理指導員派遣事業実施規則を廃止する規則を次のように定める。

平成30年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市生活管理指導員派遣事業実施規則を廃止する規則

大和高田市生活管理指導員派遣事業実施規則(平成12年規則第17号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

規則第12号

大和高田市家族介護慰労金支給事業実施規則を廃止する規則を次のように定める。

平成30年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市家族介護慰労金支給事業実施規則を廃止する規則

大和高田市家族介護慰労金支給事業実施規則(平成12年規則第15号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

規則第13号

「食」の自立支援事業実施規則を廃止する規則を次のように定める。

平成30年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

「食」の自立支援事業実施規則を廃止する規則

「食」の自立支援事業実施規則(平成16年規則第19号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

規則第14号

大和高田市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則

大和高田市国民健康保険運営協議会規則(昭和36年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「の職務」を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条中「大和高田市議会の例による」を「会長が協議会に諮って定める」に改め、同条を第8条とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

規則第15号

大和高田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市国民健康保険条例施行規則(平成12年規則第73号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

一部負担金請求書

下記のとおり一部負担金に未収が生じたので請求します。

年 月 日

大和高田市長 殿

療養取扱機関所在地

氏名 印

被保険者証記号・番号	奈2・	世帯主氏名			
生年 月 日	年 月 日	個人番号			
住 所					
患者氏名		性別	男・女	生年 月 日	年 月 日
個人番号		傷病名			
初診 年 月 日	年 月 日	転年 年 月 日	帰日	年 月 日	
未払金額					円
治療の概要					
未払の理由					
督促	督促年 月 日	督促の方法		督促に対する回答	
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
療養担当者の意 見					
医師 会 の 意 見					
そ の 他					

様式第2号(第5条関係)

減 額 一部負担金 免 除 申請書 徴収猶予			
被 保 険 者 証 記 号 ・ 番 号	奈 2	世 帯 主 と の 続 柄	
療 養 の 給 付 を 受 け る 者 の 氏 名		個 人 番 号	
世 帯 主	住 所		
	氏 名		
	個 人 番 号		
傷 病 名		発 病 又 は 負 傷 年 月 日	年 月 日
療 養 を 受 け る 療 養 取 扱 機 関		種 類	減 額 免 除 徴 収 猶 予
		割 合	割 期 間
		年 月 日 ~	年 月 日
申 請 の 理 由			
上記のとおり申請します。 年 月 日 大和高田市長 殿			
		(申請者)	住 所 _____ 個人番号 _____ 氏 名 _____ 印

様式第3号（第5条関係）

一部負担金 減免 額除 承認（不承認）通知書 支払猶予				
被保険者証 記号・番号	奈 2			
世帯主氏名		個人番号		
療養の給付を 受ける者の氏名		個人番号		
生 年 月 日	. . .	世帯主と の続柄		
住 所				
傷 病 名		発病又は負傷年月日	年 月 日	
療養を受ける 療養取扱機関		承認の 種類	減 額 免 除 徴収猶予	割 合 期 間 年 月 日～ 年 月 日 割 か月
不 承 認	理由			
上記のとおり決定したので通知します。 年 月 日 様 大和高田市長 印				

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、奈良県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日の翌日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第4号(第6条関係)

国民健康保険 限度額適用
 標準負担額減額 認定申請書
 限度額適用・標準負担額減額

号・番号					
世帯主	住所				
	氏名	印	生年月日		
	個人番号				
限度額適用 減額対象者	氏名			生年月日	
	個人番号				
	世帯主との続柄				
長期入院	該当・非該当	第三者行為	有・無		
①	申請日の前1年間の入院期間 (日数)	年 月 日から	年 月 日まで	日間	
	入院をした保険医療機関等	名称			
		所在地			
②	申請日の前1年間の入院期間 (日数)	年 月 日から	年 月 日まで	日間	
	入院をした保険医療機関等	名称			
		所在地			
③	申請日の前1年間の入院期間 (日数)	年 月 日から	年 月 日まで	日間	
	入院をした保険医療機関等	名称			
		所在地			
④	申請日の前1年間の入院期間 (日数)	年 月 日から	年 月 日まで	日間	
	入院をした保険医療機関等	名称			
		所在地			
⑤	申請日の前1年間の入院期間 (日数)	年 月 日から	年 月 日まで	日間	
	入院をした保険医療機関等	名称			
		所在地			

市区町村長 が証明する 欄	下記に掲げる当該認定を受けようとする者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する被保険者に____年度の市民税が課されないことを証明する。 _____、_____、_____ _____、_____、_____ _____、_____、_____ <p style="text-align: right;">市区町村長名 印</p>
---------------------	---

(備考) 「市長が証明する欄」は、保険者が市であって、当該事実を公簿等によって確認することができるときには、省略できる。

様式第6号から様式第8号を次のように改める。

様式第6号(第7条関係)

国民健康保険食事療養標準負担額減額差額支給申請書

年 月 日

被保険者証記号番号	奈 2	個人番号				
世帯主	住所	大和高田市				
	氏名	印	生年月日	年 月 日	性別	
減額対象者	氏名		生年月日	年 月 日	性別	
	世帯主との続柄					
減額認定証の交付	発行年月日	年 月 日				
を受けている者	長期該当年月日	年 月 日				

食事療養を受けた保険医療機関等	名称				
	所在地				
入院期間(日数)	年 月 日から	年 月 日まで 日間			
入院期間に受けた食事療養に対し支払った額(標準負担額)	円				
減額認定証の交付申請又は提出ができなかった理由					

口座振替	銀行	本店	1普通	口座番号()	
	農協	支店	2当座	フリガナ	
	信用金庫	()	3その他	名 義()	
	()	()	()		
差額種別	1 課税 → 非課税 (円-円)×日=円 2 非課税 → 長期該当 (円-円)×日=円 3 課税 → 長期該当 (円-円)×日=円				
決定金額 _____ 円					
備考					

様式第7号(第8条関係)

受付番号

国民健康保険療養費支給申請書

受付日 年 月 日 日 日

決定日 年 月 日

		保険者名	大和高田市		
保険者番号	290023		個人番号		
被保険者番号			被保険者氏名		
診療年月			生年月日		
診療日数			性別	1男 2女	
制度					
療養期間		療養を受けた者の氏名 本人 家族	1	2	3
年 月 日から			4	5	6
年 月 日まで			7	8	
所得区分	1.低所得Ⅰ 2.低所得Ⅱ 3.3月超		9	0	
種類	海外療養費区分	1	第三者行為の有無	1業務上2第三者行為である 3その他	
1診療費 2補装具 3柔整 4あんま・マッサージ 5はり・灸 7移送 8その他 9標準負担額					
診療名					
医療機関コード					
療養を受けた医療機関等の所在地					
診療を受けた医療機関名又は施術師					
支給申請をした理由					
発病又は負傷の理由					
療養に要した費用額	円	食事回数			
審査認定額 ※1	円	療養に要した費用額		円	
一部負担金	円	食事標準負担額		円	
支給金額	円				

振込先	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 出張所	1.普通	口座番号	
				口座名義人(カタカナ)	

上記のとおり療養に要した費用に関する証拠書類を添えて申請します。

年 月 日

大和高田市長 殿

申請書

印

様式第10号(第11条関係)

国民健康保険高額療養費支給申請書

年 月 診療分

作成

保険者	被保険者番号	個人番号	世帯主
290023大和高田市			

療養を受けた被保険者		保険種別	傷病名・療養期間	医療費
医療機関		入外区分 委任		窓口徴収額 第三者行為の有無
個人番号			～ (日間)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
個人番号			～ (日間)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
個人番号			～ (日間)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
個人番号			～ (日間)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
個人番号			～ (日間)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
個人番号			～ (日間)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

	医療費	窓口徴収額	自己負担限度額	高額療養費
高齢者外来				
高齢者世帯 世帯				

高齢所得	世帯所得	多数該当	今回1年間に受けた高額療養費の診療月			支給決定額	支給済額	支給差額
			年	月	年	月	年	月

振込先	金融機関名	
	口座種別	口座番号
	名義人(カナ)	
	名義人(漢字)	

上記のとおり申請します。

年 月 日

大和高田市長 殿

世帯主 住所
氏名
連絡先

印

上記申請により国民健康保険から給付を受ける金額の受領を 世帯主 氏名 印 に委任します。

様式第11号(第12条関係)

出産育児一時金支給申請書

被保険者証 記号・番号		奈2・
出	個人番号	
	氏名	
	生年月日	
	性別	
	世帯主との続柄	
	出産年月日	
出生児の氏名		
出産の種類		生産・死産(妊娠週)
支給申請金額		円

上記のとおり申請します。

年 月 日

世帯主

住 所 _____

個人番号 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

大和高田市長 殿

振 込 先	金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店
	口座種別	普通・当座	
	口座番号		
	口座名義人	(フリガナ) -----	

様式第12号(第13条関係)

葬祭費支給申請書

被保険者証 記号・番号			
死亡した被保険者	個人番号		
	氏名		
	生年月日		
	性別		
	申請者との続柄		
	死亡年月日		
葬祭を行った年月日		第三者行為	有・無
支給申請金額		円	
円			
<p>上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者(葬祭を行った者)</p> <p>住 所 _____</p> <p>個人番号 _____</p> <p>氏 名 _____ 印</p> <p>電話番号 _____</p> <p>大和高田市長 殿</p>			

振 込 先	金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店
	口座種別	普通・当座	
	口座番号		
	口座名義人	(フリガナ)	

様式第13号(第14条関係)

第三者の行為による被害届

被保険者名 (被害者名)	被保険者証 番号	個人番号	職業	生年月日	性別	世帯主との 続柄 (国保の場合)	電話番号	
フリガナ					男・女			
加害者名	加害者住所		生年月日	性別		電話番号		
フリガナ				男・女				
加害者の使用者名			加害者の使用者住所			電話番号		
負傷日時				負傷場所				
年 月 日 AM・PM 時 分頃								
発病の原因又は負傷の状況(できるだけ詳細に)				治療状況(該当○印)				
				・治療中		・治療終了 (年 月 日)		
受診医療機関(事業所)名			負傷の程度		保険による診療			
					年 月 日から			
加害 自動 車 関 係	自 賠 責 保 険	保険会社 (農協)	保険株式会社 農協		証明書番号	第 号		
		契約者名	契約者住所					
		所有者名	所有者住所					
	所有者と契約者との関係		本人・譲受人・その他()					
	加害者と所有者との関係		本人・従業員・親族()・その他()					
	登録・車両番号		車台番号					
	任意保険の有無	有	保険会社(担当者名) 農業協同組合 TEL				無	
	交渉の経過(詳細に記載) ※示談後は示談書写を添付						示談 済 未	
人身傷害保険へ 請求の有無	有	保険会社(担当者名) 農業協同組合 TEL				無		
上記のとおりお届けします。								
				年 月 日				
(市・町・村・国保組合理事) 長 奈良県後期高齢者医療広域連合長 殿								
				住所				
				世帯主・被保険者				
				氏名		印		
(国民健康保険のときは「世帯主」の住所・氏名を記載してください。)								

※国民健康保険は、国民健康保険法施行規則第32条の6の規定に基づく
後期高齢者医療は、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第46条の規定に基づく

様式第15号(第16条関係)

国民健康保険法第116条 <small>該当届 非該当</small>				
被保険者証の記号番号	奈2	該当届年月日	年 月 日	
被 保 險 者	個 人 番 号			
	氏 名			
	住 所			
学 校	名 称			
	所 在 地			
	修 学 年 限	年	在 学 年	年
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>年 月 日</p> <p>大和高田市長 殿</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>世帯主</p> <p>住 所 _____</p> <p>個人番号 _____</p> <p>氏 名 _____ 印</p> </div> </div>				

※ 備考 「学校」の欄は、該当届の場合に記載すること。

様式第16号（第17条関係）

国民健康保険特別被保険者証交付申請書

被保険者証の記号・番号		奈2・			
住所を離れる被保険者	個人番号	氏名	性別	続柄	生年月日
			男・女		年 月 日
			男・女		年 月 日
			男・女		年 月 日
			男・女		年 月 日
申請理由					
住所を離れる期間		年 月 日 ～ 年 月 日			
<p>上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>大和高田市長 殿</p> <p style="margin-left: 200px;">世帯主</p> <p style="margin-left: 250px;">住 所 _____</p> <p style="margin-left: 250px;">個人番号 _____</p> <p style="margin-left: 250px;">氏 名 _____ 印</p>					

様式第18号(第19条関係)

受付番号 — —

国民健康保険特別療養費支給申請書 (年 月 診療分)					
被保険者証 記号・番号	奈2	療養を受けた 被保険者氏名	年 月 日 生	性 別	男・ 女
個人番号			世帯主との 続柄		
※傷病名					
※発病負傷 年月日	年 月 日	※療養期間	年 月 日	日から	日まで 日間
※診療薬剤の支給又は手当を受 けた病院診療所薬局その他の 者の名称及び所在地					
※診療又は調剤に従事した医師 歯科医師又は薬剤師の氏名					
※療養に要した費用	円				
口座振替 (銀行・支店コード)	銀行協 農信 信用金庫 ()	本店 支店 ()	1 普通	口座番号 ()	
			2 当座	フリガナ	
			3 その他	名義 ()	
<p>上記のとおり療養に要した費用に関する別紙証拠書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 世帯主 住所 _____ 氏名 _____ 印 大和高田市長 殿 電話 _____</p>					
<p>上記申請により国民健康保険から給付を受ける金額の受領を に委任します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 世帯主 住所 _____ 氏名 _____ 印</p>					
決定金額 _____ 円					
備考					

様式第19号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第16号

大和高田市子ども医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市子ども医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則

(大和高田市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正)

第1条 大和高田市子ども医療費助成条例施行規則(平成24年規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「老人扶養親族の数」を「70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数」に改める。

様式第8号中「児」を「子」に、「個人番号」を「宛名番号」に、「世帯番号」を「個人番号」に、「世帯識別」を「世帯番号」に改める。

(大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則の一部改正)

第2条 大和高田市乳幼児医療費助成条例施行規則(平成8年規則第48号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「老人扶養親族の数」を「70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数」に改める。

様式第9号中「個人番号」を「宛名番号」に、「世帯番号」を「個人番号」に、「世帯識別」を「世帯番号」に改める。

(大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部改正)

第3条 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(平成8年規則第50号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

フリガナ	続柄	住所	③加入医療保険			※審査
氏名			保険種別	保険者番号及び名称	被保険者氏名	

」を

「

フリガナ	続柄	住所	③加入医療保険			※審査
氏名		個人番号	保険種別	保険者番号及び名称	被保険者氏名	

」に、

「

所得状況	④申請者	⑤扶養義務者	
氏名			
⑥ 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	人	人	人
〔うち⑦老人控除対象配偶者又は老人扶養親族	(うち〇)人	(うち〇)人	(うち〇)人
⑧特定扶養親族	(うち〇)人	(うち〇)人	(うち〇)人

」を

「

所得状況	④申請者	⑤扶養義務者
------	------	--------

氏名			
個人番号			
⑥ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数 （うち㉞70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族 ㉟特定扶養親族 ㊱控除対象扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者	人 （うち㉞人） （うち㉟人） （うち㊱人）	人 （うち㉞人） （うち㉟人） （うち㊱人）	人 （うち㉞人） （うち㉟人） （うち㊱人）

」に

改める。

様式第9号中「個人番号」を「宛名番号」に、「世帯番号」を「個人番号」に、「世帯識別」を「世帯番号」に改める。

（大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則の一部改正）

第4条 大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則（平成28年規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「老人控除対象配偶者」を「70歳以上の同一生計配偶者」に改める。

様式第7号中

「

受給者番号		宛名番号		世帯番号		世帯識別	
-------	--	------	--	------	--	------	--

」を

「

受給者番号		宛名番号		個人番号		世帯番号	
-------	--	------	--	------	--	------	--

」に、

「

個人番号		世帯番号		世帯識別	
------	--	------	--	------	--

」を

「

宛名番号		個人番号		世帯番号	
------	--	------	--	------	--

」に、

「

手帳有効期限		個人番号	
--------	--	------	--

」を

「

手帳有効期限		手帳交付日	
--------	--	-------	--

」に

改める。

（大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則の一部改正）

第5条 大和高田市心身障害者医療費助成条例施行規則（平成8年規則第49号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

所得状況	④申請者	⑤扶養義務者	
⑥ 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 （うち㉞老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 ㉟特定扶養親族	人 （うち㉞人） （うち㉟人）	人 （うち㉞人） （うち㉟人）	人 （うち㉞人） （うち㉟人）

」を

「

所得状況	④申請者		⑤扶養義務者	
氏名				
個人番号				
⑥ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人	人	人	人
（うち㊦70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族	(うち㊦) 人	(うち㊦) 人	(うち㊦) 人	(うち㊦) 人
①特定扶養親族	(うち㊦) 人	(うち㊦) 人	(うち㊦) 人	(うち㊦) 人
②扶養親族（年齢16歳以上19歳未満の者）	(うち㊦) 人	(うち㊦) 人	(うち㊦) 人	(うち㊦) 人

」に、

「

控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	人	人	人
障害者控除	円	円	円
扶養親族の合計数	人	人	人
特別障害者控除	※ 円	※ 円	※ 円

」を

「

障害者（特別障害者を除く）である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人	人	人
	円	円	円
特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人	人	人
	※ 円	※ 円	※ 円

」に

改める。

様式第9号中

「

受給者番号		個人番号		世帯番号		世帯識別	
-------	--	------	--	------	--	------	--

」を

「

受給者番号		宛名番号		個人番号		世帯番号	
-------	--	------	--	------	--	------	--

」に、

「

個人番号		世帯番号		世帯識別	
------	--	------	--	------	--

」を

「

宛名番号		個人番号		世帯番号	
------	--	------	--	------	--

」に、

「

手帳有効期限		個人番号	
--------	--	------	--

」を

「

手帳有効期限		手帳交付日	
--------	--	-------	--

」に

改める。

(大和高田市精神障害者医療費助成条例施行規則の一部改正)

第6条 大和高田市精神障害者医療費助成条例施行規則（平成27年規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

所得状況	対象者	配偶者	扶養義務者
⑥ 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	人	人	人
〔うち㊦老人控除対象配偶者又は老人扶養親族	(うち㊦) 人	(うち㊦) 人	(うち㊦) 人
①特定扶養親族	(うち㊦) 人	(うち㊦) 人	(うち㊦) 人

」を

所得状況	対象者	配偶者	扶養義務者
氏名			
個人番号			
⑥ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人	人	人
〔うち㊦70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族	(うち㊦) 人	(うち㊦) 人	(うち㊦) 人
①特定扶養親族	(うち㊦) 人	(うち㊦) 人	(うち㊦) 人
㊧扶養親族（16歳以上19歳未満の者）	(うち㊦) 人	(うち㊦) 人	(うち㊦) 人

」に、

障害者（特別障害者を除く。）である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	人	人	人
	円	円	円
特別障害者である控除対象者及び扶養親族の合計数	人	人	人
	※ 円	※ 円	※ 円

」を

障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人	人	人
	円	円	円
特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人	人	人
	※ 円	※ 円	※ 円

」に

改める。

様式第7号中

受給者番号	宛名番号	世帯番号	世帯識別
-------	------	------	------

」を

受給者番号	宛名番号	個人番号	世帯番号
-------	------	------	------

」に、

個人番号	世帯番号	世帯識別
------	------	------

」を

「

宛名番号		個人番号		世帯番号	
------	--	------	--	------	--

」に、
「

手帳有効期限		個人番号	
--------	--	------	--

」を
「

手帳有効期限		手帳交付日	
--------	--	-------	--

」に

改める。

(大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例施行規則の一部改正)

第7条 大和高田市精神障害者医療費助成(後期高齢者)条例施行規則(平成28年規則第5号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「老人控除対象配偶者」を「70歳以上の同一生計配偶者」に改める。

様式第7号中

「

受給者番号		宛名番号		世帯番号		世帯識別	
-------	--	------	--	------	--	------	--

」を
「

受給者番号		宛名番号		個人番号		世帯番号	
-------	--	------	--	------	--	------	--

」に、
「

個人番号		世帯番号		世帯識別	
------	--	------	--	------	--

」を
「

宛名番号		個人番号		世帯番号	
------	--	------	--	------	--

」に、
「

手帳有効期限		個人番号	
--------	--	------	--

」を
「

手帳有効期限		手帳交付日	
--------	--	-------	--

」に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第17号

大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月31日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則(平成27年規

則第2号の2)の一部を次のように改正する。

別表第1のうち2 私立幼稚園又は私立認定こども園の表中

「

3-A	第2階層を除き、市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	ひとり親世帯等	3,000円
3-B			ひとり親世帯等以外の世帯	12,000円
4-A		48,600円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	3,000円
4-B			ひとり親世帯等以外の世帯	14,100円
4-C			77,101円以上 97,000円未満	

」を

「

3-A	第2階層を除き、市町村民税の所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	ひとり親世帯等	3,000円
3-B			ひとり親世帯等以外の世帯	8,600円
4-A		48,600円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	3,000円
4-B			ひとり親世帯等以外の世帯	10,100円
4-C			77,101円以上 97,000円未満	

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例施行規則別表第1の規定は、平成30年度以後の利用者負担額について適用し、平成29年度以前の利用者負担額については、なお従前の例による。

規則第25号

大和高田市奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年4月1日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市奈良県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市奈良県屋外広告物条例施行規則（平成14年規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

屋外広告物許可基準

1 屋外広告物の一般基準

一般基準	美観上の基準	<p>1 市街地における広告物は、都市の環境に調和し、都市美を害さないものであること。</p> <p>2 景勝地における広告物は、環境に調和した色彩と意匠のものであること。</p> <p>3 広告物は、その効果の限度においてなるべく小さくすること。</p> <p>4 広告物に使用する色彩は、次の区分によること。</p> <p>ア 中和幹線沿道区域（市長が別に告示で指定する地域又は場所。以下同じ。）においては、赤、黄赤、黄ではマンセル値による彩度10、その他の色相では彩度8を超える色彩を使用する場合は、その表示部分を表示面積の30パーセント以下とすること。ただし、マンセル値による明度3以下の色彩についてはこの限りでない。</p> <p>イ その他の地域においては、赤、緑及び紫の原色又は原色に近い色彩を使用する場合は、その表示部分を最小面積にとどめること。</p> <p>5 赤色と緑色は、近接して使用しないこと。また緑色と紫色においても同様とする。</p> <p>6 夜間照明を目的とするイルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものにあつては、点滅速度はゆるやかなものとし、サーチライトは使用しないこと。</p> <p>7 中和幹線沿道区域で表示する可変表示式屋外広告物（電光ニュース板、電光広告板、映像装置その他の常時表示内容を変えることができる広告物をいう。以下同じ。）にあつては、次の基準に適合すること。</p> <p>ア 二上山・三輪山眺望エリア（中和幹線）、住宅市街地エリア（中和幹線）及び田園・山なみエリア（中和幹線）では表示しないこと。</p> <p>イ 自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示するものであること。</p> <p>ウ 信号を有する交差点から30メートル以上離れていること。</p> <p>エ 表示面積は、屋外広告物の種類別基準に定める上限面積の4分の1以下であること。</p>
	危害防止の基準	<p>1 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。</p> <p>2 設置の方法が不完全で、風、雪、雨又は振動により倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること。</p> <p>3 信号機又は道路標識の効用を妨げないものであること。</p> <p>4 一般交通の用に供する道路上に設置しないこと。</p>

2 屋外広告物の種類別基準

建築物を利用するもの	屋上広告物又はこれを掲出する物件	中和幹線沿道区域	二上山・三輪山眺望エリア（中和幹線）	設置してはならない。
			住宅市街地エリア（中和幹線）	<p>1 建築物の高さ（塔屋、エレベーター室、水槽その他これらに類する建築物の屋上部分の高さは除く。以下同じ。）が15メートル未満の場合にあつては、高さは、建築物の高さの2分の1以下であつて、かつ、地上から広告物の上端までの高さは、20メートル（高度地区における最高限度が20メートル未満の地区にあつては、その上端までの高さは当該限度）以下とし、建築物の高さが15メートル以上の場合にあつては、高さは、建築物の高さの2分の1以下であつて、かつ、地上から広告物の上端までの高さは、36メートル（高度地区における最高限度が36メートル未満の地区にあつては、その上端までの高さは、当該限度）以下であること。</p> <p>2 表示面積の合計は6平方メートル以下であること。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> 3 1棟につき1個であること。 4 和風建築物の棟には掲げないこと。 5 屋根には直接ペンキ等で表示しないこと。
		田園・山なみエリア (中和幹線)	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築物の高さが15メートル未満の場合にあっては、高さは、建築物の高さの2分の1以下であって、かつ、地上から広告物の上端までの高さは、20メートル(高度地区における最高限度が20メートル未満の地区にあっては、その上端までの高さは、当該限度)以下とし、建築物の高さが15メートル以上の場合にあっては、高さは、建築物の高さの2分の1以下であって、かつ、地上から広告物の上端までの高さは、36メートル(高度地区における最高限度が36メートル未満の地区にあっては、その上端までの高さは、当該限度)以下であること。 2 表示面積の合計は20平方メートル以下であること。 3 1棟につき1個であること。 4 和風建築物の棟には掲げないこと。 5 屋根には直接ペンキ等で表示しないこと。
		沿道市街地エリア(中和幹線)	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築物の高さが15メートル未満の場合にあっては、高さは、建築物の高さの2分の1以下であって、かつ、地上から広告物の上端までの高さは、20メートル(高度地区における最高限度が20メートル未満の地区にあっては、その上端までの高さは、当該限度)以下とし、建築物の高さが15メートル以上の場合にあっては、高さは、建築物の高さの2分の1以下であって、かつ、地上から広告物の上端までの高さは、36メートル(高度地区における最高限度が36メートル未満の地区にあっては、その上端までの高さは、当該限度)以下であること。 2 表示面積の合計は100平方メートル以下であること。 3 1棟につき1個であること。 4 和風建築物の棟には掲げないこと。 5 屋根には直接ペンキ等で表示しないこと。 6 可変表示式屋外広告物でないこと。
		第1種地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域で中和幹線沿道区域以外の地域又は場所	<ul style="list-style-type: none"> 1 高さは、建築物の高さの2分の1以下とし、かつ、地上から屋上広告物又はこれを掲出する物件の上端までの高さは、25メートル(高度地区における最高限度が25メートル未満の地区にあっては、その上端までの高さは、当該限度)以下であること。 2 和風建築物の棟には掲げないこと。 3 屋根には直接ペンキ等で表示しないこと。
		第2種地域 中和幹線沿道区域及び第1種地域に掲げ	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築物の高さが15メートル未満の場合にあっては、高さは、建築物の高さの2分の1以下であって、かつ、地上から広告物の上端までの高さは、20メートル

		<p>る地域以外の地域又は場所</p>	<p>(高度地区における最高限度が20メートル未満の地区にあっては、その上端までの高さは、当該限度)以下とし、建築物の高さが15メートル以上の場合にあっては、高さは、建築物の高さの2分の1以下であって、かつ、地上から広告物の上端までの高さは、36メートル(高度地区における最高限度が36メートル未満の地区にあっては、その上端までの高さは、当該限度)以下であること。</p> <p>2 和風建築物の棟には掲げないこと。</p> <p>3 屋根には直接ペンキ等で表示しないこと。</p>
<p>軒下広告物又はこれを掲出する物件</p>	<p>中和幹線沿道区域</p>	<p>二上山・三輪山眺望エリア(中和幹線)</p>	<p>1 表示面積は、8平方メートル以下であること。ただし、壁面にじかづけするものにあつては、他の広告物の表示面積を含めて24平方メートル以下かつ当該壁面の面積の3分の1以下であること。</p> <p>2 上端までの高さは、建築物の高さを超えないこと。</p> <p>3 壁面から突出して設置されるものにあつては次の基準に適合すること。</p> <p>ア 道路上に突出しないこと。</p> <p>イ 壁面から突出して設置されるものの表示面積の合計は当該壁面ごとに10平方メートル以下であること。</p> <p>ウ 広告物の高さは、建築物の高さの3分の2以下であること。</p> <p>4 同一壁面には、軒下広告物又はこれを掲出する物件は3個以下であること。</p>
		<p>住宅市街地エリア(中和幹線)</p>	<p>1 表示面積は、8平方メートル以下であること。ただし、壁面にじかづけするものにあつては、他の広告物の表示面積を含めて24平方メートル以下かつ当該壁面の面積の3分の1以下であること。</p> <p>2 上端までの高さは、建築物の高さを超えないこと。</p> <p>3 壁面から突出して設置されるものにあつては次の基準に適合すること。</p> <p>ア 道路上に突出しないこと。</p> <p>イ 壁面から突出して設置されるものの表示面積の合計は当該壁面ごとに10平方メートル以下であること。</p> <p>ウ 広告物の高さは、建築物の高さの3分の2以下であること。</p> <p>4 同一壁面には、軒下広告物又はこれを掲出する物件は3個以下であること。</p>
		<p>田園・山なみエリア(中和幹線)</p>	<p>1 表示面積は、10平方メートル以下であること。ただし、壁面にじかづけするものにあつては、他の広告物の表示面積を含めて30平方メートル以下かつ当該壁面の面積の3分の1以下であること。</p> <p>2 上端までの高さは、建築物の高さを超えないこと。</p> <p>3 壁面から突出して設置されるものにあつては次の基準に適合すること。</p> <p>ア 道路上に突出しないこと。</p> <p>イ 壁面から突出して設置されるものの表示面積の合計は当該壁面ごとに10平方メートル以下であること。</p>

				<p>ウ 広告物の高さは、建築物の高さの3分の2以下であること。</p> <p>4 同一壁面には、軒下広告物又はこれを掲出する物件は3個以下であること。</p>
		沿道市街地エリア(中和幹線)		<p>1 表示面積は、20平方メートル以下であること。ただし、壁面にじかづけするものにあつては、他の広告物の表示面積を含めて60平方メートル以下かつ当該壁面の面積の3分の1以下であること。</p> <p>2 上端までの高さは、建築物の高さを超えないこと。</p> <p>3 壁面から突出して設置されるものにあつては次の基準に適合すること。</p> <p>ア 道路上に突出しないこと。</p> <p>イ 壁面から突出して設置されるものの表示面積の合計は当該壁面ごとに10平方メートル以下であること。</p> <p>ウ 広告物の高さは、建築物の高さの3分の2以下であること。</p> <p>4 同一壁面には、軒下広告物又はこれを掲出する物件は3個以下であること。</p>
		その他の地域		<p>1 表示面積は、20平方メートル以下であること。ただし、壁面にじかづけするものにあつては、他の広告物の表示面積を含め当該壁面の面積の3分の1以下であること。</p> <p>2 道路面に突き出し、道路を占有するものにあつては次の区分による。</p> <p>ア 歩道と車道の区別がある道路では、路面から軒下広告物又はこれを掲出する物件の下端までの高さは2.5メートル以上とし、突き出しの幅は、壁面から1メートル以内であること。</p> <p>イ 歩道のない道路では、路面から軒下広告物又はこれを掲出する物件の下端までの高さは、4.5メートル以上であること。</p> <p>3 同一壁面には、軒下広告物又はこれを掲出する物件は3個以下であること。</p>
		塀及び垣広告物又はこれを掲出する物件		<p>1 古い土塀には掲げないこと。</p> <p>2 表示面積は、塀又は垣の立面積の3分の1以下で、かつ、20平方メートル以下であること。</p> <p>3 高さは、塀又は垣の上端を超えないこと。</p> <p>4 同一の塀又は垣には、塀及び垣広告物又はこれを掲出する物件は3個以下であること。</p>
広告塔及び建植広告物又はこれらを掲出する物件	中和幹線沿道区域	二上山・三輪山眺望エリア(中和幹線)		<p>1 次に掲げる場合を除いて設置してはならない。</p> <p>ア 自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、事業所、営業所等に表示するもの</p> <p>イ 市街地において表示するもの</p> <p>2 総表示面積は、24平方メートル以下であつて、かつ、一面の最高の面積は8平方メートル以下であること。</p> <p>3 地上から広告物の上端までの高さは、8メートル以下であることとする。</p>
		住宅市街地エリア(中		<p>1 次に掲げる場合を除いて設置してはならない。</p> <p>ア 自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、事業</p>

		<p>和幹線)</p>	<p>所、営業所等に表示するもの イ 市街地において表示するもの 2 総表示面積は、15平方メートル以下であって、かつ、一面の最高の面積は5平方メートル以下であること。 3 地上から広告物の上端までの高さは、6メートル以下であることとする。</p>
		<p>田園・山なみエリア (中和幹線)</p>	<p>1 次に掲げる場合を除いて設置してはならない。 ア 自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、事業所、営業所等に表示するもの イ 市街地において表示するもの 2 総表示面積は、30平方メートル以下であって、かつ、一面の最高の面積は10平方メートル以下であること。 3 地上から広告物の上端までの高さは、10メートル以下であることとする。</p>
		<p>沿道市街地エリア(中和幹線)</p>	<p>1 次に掲げる場合を除いて設置してはならない。 ア 自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、事業所、営業所等に表示するもの イ 市街地において表示するもの 2 総表示面積は、60平方メートル以下であって、かつ、一面の最高の面積は20平方メートル以下であること。 3 地上から広告物の上端までの高さは、15メートル以下であることとする。</p>
		<p>その他の地域</p>	<p>1 鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100メートル以上の場所に設置し、かつ、広告物相互の間隔は、100メートル以上であること。ただし、次に掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない。 ア 自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、事業所、営業所等に表示するもの イ 鉄道の駅構内において表示するもの ウ 市街地において表示するもの 2 広告塔 ア 総表示面積は、60平方メートル以下であって、かつ、一面の最高の面積は、20平方メートル以下であること。 イ 地上から広告物の上端までの高さは、木造にあっては10メートル以下であることとし、鉄骨造にあっては15メートル以下であることとする。 3 建植広告物 表示面積は、30平方メートル以下であること。地上から広告物の上端まで5メートル以下であること。</p>
<p>電柱広告物(突き出し広告又は巻付け広告)</p>			<p>1 電柱に突き出し、又は巻き付ける広告物は、それぞれ1個以上取り付けないこと。 2 突き出し広告 ア 大きさは、縦1.2メートル以下、横0.5メートル以下であること。 イ 地上から広告物の下端までの高さは、4.5メートル以上であること。 ウ 取り付ける方向は、道路と反対の方向(民有地側)</p>

	<p>の方向)に取り付けること。</p> <p>3 巻付け広告</p> <p>ア 大きさは、縦1.8メートル以下であること。</p> <p>イ 地上から広告物の下端までの高さは、1.8メートル以上であること。</p>
アーチ広告物	<p>1 地上から広告物又はこれを掲出する物件の下端までの高さは、4.5メートル以上であること。</p> <p>2 アーチの上部には地名、商店街名等公共的な名称のみを表示し、その他の広告物は、下部柱部に掲出するものであること。</p>
気球広告物又はこれを掲出する物件	<p>1 気球の大きさは、直径3メートル以下で、地上からの高さは、45メートル以下とし、気球を係留する綱に架設する広告物については縦15メートル、横1.5メートル以下であること。</p> <p>2 掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないものであること。</p> <p>3 広告面にネットを用いてあること。</p> <p>4 風速5メートル以上のときには掲揚しないこと。</p> <p>5 気球に補助綱があること。</p>
広告幕(懸垂幕、横断幕、旗、のぼり等)又はこれを掲出する物件	<p>1 懸垂幕は、縦10メートル以下、横1.2メートル以下であること。</p> <p>2 横断幕は、繁華街においてのみ掲げること。</p> <p>3 懸垂幕及び横断幕の外周には、風圧に耐えられるように適当な太さのロープを入れること。</p> <p>4 旗、のぼり等布地を用いるものは、祭典、縁日、臨時興業、大売出しのほか、商店街の慣習として認められている場合に限ること。</p>
立看板	<p>1 大きさは、縦1.8メートル以下、横0.9メートル以下であること。</p> <p>2 脚部の長さは、0.5メートル以下であること。</p> <p>3 設置する期間は、2月以内とする。</p>
はり札	表示面積は、1枚につき、0.5平方メートル以下であること。
はり紙	<p>1 表示面積は、1枚につき1平方メートル未満であること。ただし、掲示板等のはり紙掲出を目的とする物件に掲出する場合は、この限りでない。</p> <p>2 新聞紙に墨書き又は絵具書きしたもの等は、掲出しないこと。</p> <p>3 掲出する期間は、1月以内とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の際現に奈良県屋外広告物条例第5条第1項又は第6条の2の規定により許可を受けている広告物又はこれを掲出する物件については、この規則の施行の日から6年間適用しない。
- 3 この規則による改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の奈良県屋外広告物条例第5条第1項又は第6条の2の規定による許可の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

訓 令**訓令第1号**

平成30年度大和高田市固定資産評価要領作成業務委託事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和高田市長 吉田 誠克

平成30年度大和高田市固定資産評価要領作成業務委託事業者選定委員会設置要綱
(設置)

第1条 平成30年度大和高田市固定資産評価要領の作成業務委託に係る受託候補者(以下「受託候補者」という。)の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、平成30年度大和高田市固定資産評価要領作成業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要項及び導入仕様書の審議及び策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等による要領作成の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員4人をもって組織する。

- 2 委員長は、財務部長をもってこれに充てる。
- 3 副委員長は、財務部次長をもってこれに充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 企画政策部法務情報課長
 - (2) 財務部税務課長
 - (3) 財務部財政課の職員のうち、委員長が指名するもの
 - (4) 財務部税務課の職員のうち、委員長が指名するもの
- (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対して、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員及び第6条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、財務部税務課において処理する。

（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成30年6月30日限り、その効力を失う。

訓令第3号

大和高田市新庁舎建設事業設計・施工業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

平成30年4月13日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市新庁舎建設事業設計・施工業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱
（設置）

第1条 大和高田市新庁舎建設事業設計・施工業務委託に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市新庁舎建設事業設計・施工業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 実施要領の審議及び策定に関する事項
- （2） 審査基準及び審査方法に関する事項
- （3） 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、識見を有する者5名以内をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（会議の非公開）

第6条 委員会の会議は、非公開とする。ただし、プロポーザルに参加している事業者が行うプレゼ

ンテーションは、公開で実施することができる。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(審査結果等の公開)

第8条 会議の審査結果並びに委員の氏名及び所属は、受託候補者を選定後、速やかに公開する。

(守秘義務)

第9条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、財務部庁舎建設室において処理する。

(委任)

第11条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成30年9月30日限り、その効力を失う。

訓令第4号

大和高田市新庁舎オフィス環境整備支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

平成30年4月17日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市新庁舎オフィス環境整備支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市新庁舎オフィス環境整備支援業務委託に係る受託候補者(以下「受託候補者」という。)の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市新庁舎オフィス環境整備支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領の審議及び策定に関する事項
- (2) 審査基準及び審査方法に関する事項
- (3) 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者とする。

- (1) 企画政策部長
- (2) 財務部長
- (3) 市民部長
- (4) 福祉部長
- (5) 保健部長
- (6) 環境建設部長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、財務部長をもって充てる。

3 副委員長は、企画政策部長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等から意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第6条 委員会の会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財務部庁舎建設室において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成30年6月30日限り、その効力を失う。

告 示

告示第38号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項の規定により、本市における平成30年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所及び期間を次のとおり告示します。

平成30年3月30日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 縦覧場所 大和高田市役所 税務課

2. 縦覧期間 平成30年4月1日から平成30年5月1日までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日

に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

告示第39号

大和高田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱及び大和高田市臨時福祉給付金(経済対策分)支給事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成30年3月30日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱及び大和高田市臨時福祉給付金(経済対策分)支給事業実施要綱を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 大和高田市臨時福祉給付金支給事業実施要綱(平成27年告示第89号)
- (2) 大和高田市臨時福祉給付金(経済対策分)支給事業実施要綱(平成29年告示第20号)

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

告示第40号

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年3月30日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年告示第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

ケースワーカー	160,800円	—	1,000円
---------	----------	---	--------

」を

「

ケースワーカー	161,100円	—	1,000円
---------	----------	---	--------

」に、

「

児童福祉支援員	160,800円	—	1,000円
子育て支援員	160,800円	—	1,000円

」を

「

児童福祉支援員	161,100円	—	1,000円
子育て支援員	161,100円	—	1,000円

」に

改める。

別表第2中「1.05」を「1.075」に、「1.2」を「1.225」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成30年3月30日付
 けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成30年3月30日

大和高田市長 吉田 誠克

- 1 平成29年度大和高田市一般会計補正予算（第12号）
- 2 平成29年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第4号）
- 3 平成29年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
 平成29年度大和高田市一般会計補正予算（第12号）専決処分

平成29年度大和高田市一般会計補正予算（第12号）

平成29年度大和高田市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ258,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,823,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 配当割交付金		58,000	10,100	68,100
	1. 配当割交付金	58,000	10,100	68,100
5. 株式等譲渡所得割交付金		30,000	38,000	68,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	30,000	38,000	68,000
6. 地方消費税交付金		923,000	20,800	943,800
	1. 地方消費税交付金	923,000	20,800	943,800
7. 自動車取得税交付金		36,000	1,900	37,900
	1. 自動車取得税交付金	36,000	1,900	37,900
9. 地方交付税		7,314,893	△56,300	7,258,593
	1. 地方交付税	7,314,893	△56,300	7,258,593
11. 分担金及び負担金		325,898	6,900	332,798
	2. 負担金	318,798	6,900	325,698

13. 国庫支出金		4,548,597	△109,800	4,438,797
	1. 国庫負担金	4,140,361	△78,400	4,061,961
	2. 国庫補助金	383,705	△31,400	352,305
14. 県支出金		1,532,113	780	1,532,893
	1. 県負担金	1,121,437	780	1,122,217
16. 寄附金		4,955	520	5,475
	1. 寄附金	4,955	520	5,475
20. 市債		1,944,200	△170,900	1,773,300
	1. 市債	1,944,200	△170,900	1,773,300
補正されなかった科目に係る額		8,363,344	0	8,363,344
歳入合計		25,081,000	△258,000	24,823,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		238,196	△2,000	236,196
	1. 議会費	238,196	△2,000	236,196
2. 総務費		2,444,620	△17,380	2,427,240
	1. 総務管理費	1,951,165	△8,980	1,942,185
	2. 徴税费	287,267	△8,400	278,867
3. 民生費		11,217,448	△15,500	11,201,948
	1. 社会福祉費	5,156,699	△900	5,155,799
	2. 児童福祉費	3,060,196	△14,600	3,045,596
4. 衛生費		2,910,931	△9,500	2,901,431
	1. 保健衛生費	1,076,991	△9,500	1,067,491
7. 商工費		106,898	△17,900	88,998
	1. 商工費	106,898	△17,900	88,998

8. 土木費		1,750,596	△186,420	1,564,176
	2. 道路橋りょう費	168,385	△37,400	130,985
	4. 都市計画費	1,153,413	△149,020	1,004,393
10. 教育費		2,866,006	500	2,866,506
	3. 中学校費	592,310	0	592,310
	4. 高等学校費	417,701	0	417,701
	6. 社会教育費	432,314	500	432,814
11. 災害復旧費		83,304	△9,800	73,504
	1. 公共土木施設災害復旧費	56,004	△2,800	53,204
	2. 農林水産業施設災害復旧費	27,300	△7,000	20,300
補正されなかった科目に係る額		3,463,001	0	3,463,001
歳 出 合 計		25,081,000	△258,000	24,823,000

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保健センター整備事業	千円 29,200	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 16,800	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
橋りょう整備事業	14,100	〃	〃	〃	2,600	〃	〃	〃
本郷大中線街路事業	50,200	〃	〃	〃	21,700	〃	〃	〃
大和高田当麻線街路事業	53,300	〃	〃	〃	2,000	〃	〃	〃
中学校大規模改造事業	62,400	〃	〃	〃	41,200	〃	〃	〃
高等学校大規模改造事業	24,000	〃	〃	〃	13,200	〃	〃	〃

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業施設災害復旧事業	千円 10,200	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 7,600	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
土木施設災害復旧事業	32,000	〃	〃	〃	17,500	〃	〃	〃
臨時財政対策債	872,000	〃	〃	〃	865,600	〃	〃	〃

2 廃止

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全対策事業	千円 7,200	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 3.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
総合公園整備事業	4,500	〃	〃	〃

平成29年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第4号)専決処分
平成29年度大和高田市の大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,671千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		6,191	△700	5,491
	1. 基金繰入金	5,501	△3,700	1,801
	2. 特別会計繰入金	390	3,000	3,390
補正されなかった科目に係る額		130,180	0	130,180
歳入合計		136,371	△700	135,671

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		68,773	△700	68,073
	1. 施設管理費	68,534	△700	67,834
補正されなかった科目に係る額		67,598	0	67,598
歳出合計		136,371	△700	135,671

平成29年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)専決処分

平成29年度大和高田市の大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ900千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,544,339千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		966,094	△900	965,194
	1. 一般会計繰入金	933,677	△900	932,777
補正されなかった科目に係る額		5,579,145	0	5,579,145
歳入合計		6,545,239	△900	6,544,339

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		128,581	△900	127,681
	1. 総務管理費	78,066	△900	77,166
	3. 介護認定審査会費	46,288	0	46,288
2. 保険給付費		5,865,511	0	5,865,511
	1. 給付諸費	5,865,511	0	5,865,511
補正されなかった科目に係る額		551,147	0	551,147
歳出合計		6,545,239	△900	6,544,339

告示第42号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成17年条例第1号)第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

平成30年3月31日

大和高田市長 吉田 誠克

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
 - (1) 施設の名称
大和高田市総合福祉会館
 - (2) 施設の所在地
大和高田市大字池田418番地1
- 2 指定管理者となる団体
 - (1) 団体の名称
社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会
 - (2) 団体の所在地
大和高田市大字池田418番地1
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
大和高田市総合福祉会館条例(平成17年条例第36号)第17条に規定する業務
- 4 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

告示第43号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成17年条例第1号)第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

平成30年3月31日

大和高田市長 吉田 誠克

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
 - (1) 施設の名称
大和高田市高田温泉さくら荘
 - (2) 施設の所在地
大和高田市大字池田447番地
- 2 指定管理者となる団体
 - (1) 団体の名称
社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会
 - (2) 団体の所在地
大和高田市大字池田418番地1
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
大和高田市高田温泉さくら荘条例(平成17年条例第25号)第14条に規定する業務
- 4 指定管理者の指定の期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

告示第44号

大和高田市母子・父子自立支援員設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成30年3月31日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市母子・父子自立支援員設置要綱を廃止する告示

大和高田市母子・父子自立支援員設置要綱（平成19年告示第6号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告示第45号

大和高田市公印規則（平成16年規則第25号）第14条第5項の規定により電子公印を廃止しましたので、同規則第14条第6項の規定により告示します。

平成30年3月31日

大和高田市長 吉田 誠克

公印に関する事項

公印の名称	市長印（一般公印）
寸法	方20mm
廃止する理由	改刻による
使用廃止年月日	平成30年3月31日
印影	省略（市役所前掲示場に掲示済み）

使用していた文書

担当課	文書の名称
児童福祉課	児童手当・特例給付認定通知書、児童手当・特例給付認定請求却下通知書、児童手当・特例給付額改定通知書、児童手当・特例給付支給事由消滅通知書、児童手当・特例給付支払通知書、児童手当・特例給付支払差止通知書、児童手当・特例給付支払差止解除通知書、児童扶養手当認定通知書、児童扶養手当認定請求却下通知書、児童扶養手当額改定通知書、児童扶養手当資格喪失通知書、児童扶養手当支給停止通知書、児童扶養手当支給停止解除通知書、有期認定通知書、児童扶養手当支払差止通知書、児童扶養手当支払差止解除通知書、児童扶養手当支給期間延長通知書、児童扶養手当現況届提出命令書、児童扶養手当一部支給停止適用除外決定通知書、児童扶養手当受給資格者台帳（写し）の送付について（依頼）、児童扶養手当受給資格者台帳（写し）の送付について
環境衛生課	火葬場使用許可書、還付通知書、充当通知書、催告書、督促状
学校教育課	支給認定証、支給認定通知書
介護保険課	要介護認定等申請受理通知書、要介護認定・要支援認定等延期通知書、要介護認定・要支援認定等結果通知書、要介護状態区分変更通知書、要介護認定・要支援認定等却下通知書、サービス種類指定・変更通知書、要介護認定・要支援認定取消通知書、資格者証、介護保険 他市町村住所地特例者連絡票、介護保険 住所地特例 施設退所（居）通知書、介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書、介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書、介護保険給付の支払一時差止通知書、介護保険給付の支払一時差止等予告通知書、介護保険給付の支払一時差止等処分通知書、介護保険 滞納保険料控除通知書、介護保険 給付額減額通知書、支払方法変更通知書、介

	護保険料 仮徴収のお知らせ、介護保険料納入通知書 兼 特別徴収開始（停止）通知書、介護保険料納入（変更）通知書 兼 特別徴収開始（停止）通知書、介護保険料納入（変更）通知書、介護保険の賦課等資料について（照会）、介護保険 給付減免更新のお知らせ、介護保険負担限度額、利用者負担額減額・免除認定決定通知書、介護保険特定負担限度額認定、利用者負担額減額・免除決定通知書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）、介護保険 訪問介護利用者負担額減額 決定通知書（法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担軽減措置）、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置）、介護保険 給付費通知書、介護保険償還払支給（不支給）決定通知書、受領委任払いのお知らせ、介護保険その他償還支給（不支給）決定通知書、介護保険高額介護（予防）サービス費給付のお知らせ、介護保険高額介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書
保育課	保育所（園）入所承諾兼保育料決定通知書、保育料変更通知書、保育実施解除通知書、保育所入所不承諾通知書、督促状、支給認定通知書
営繕住宅課	収入認定通知書、収入超過者認定通知書、高額所得者認定通知書
保険医療課	国民健康保険税納税通知書、国民健康保険税変更通知書兼特別徴収開始（停止）通知書、所得の申告内容及び課税状況について、国民健康保険脳ドック補助金交付決定通知書・受診券
収納対策室	催告書、財産照会帳票、他市町村実態調査書、住民票、戸籍謄本交付申請書、還付通知書、充当通知書
税務課	普徴納税変更通知書、年金特徴仮徴収中止のお知らせ、特徴継承通知書、更正決定通知書、減免決定通知書（身体障害者用）、減免決定通知書（公益車両用）、減免申請案内書、固定資産税（都市計画税）変更通知書

告示第46号

大和高田市公印規則（平成16年規則第25号）第14条第5項の規定により電子公印を廃止しましたので、同規則第14条第6項の規定により告示します。

平成30年3月31日

大和高田市長 吉田 誠克

公印に関する事項

公印の名称	市長印（一般公印）
寸法	方20mm
廃止する理由	改刻による
使用廃止年月日	平成30年3月31日
印影	省略（市役所前掲示場に掲示済み）

使用していた文書

担当課	文書の名称
都市計画課	屋外広告物許可書

告示第52号

大和高田市奈良県屋外広告物条例施行規則(平成14年規則第19号)別表第1において指定する地域又は場所を、別紙図面表示のとおり告示します。

平成30年4月1日

大和高田市長 吉田 誠克

別紙図面表示省略(市役所前掲示場に掲示済み)

告示第53号

地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第1項の規定により、本市における平成30年度固定資産の価格等のすべてを固定資産税課税台帳に登録しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成30年4月1日

大和高田市長 吉田 誠克

告示第54号

大和高田市自転車駐車場条例(平成5年条例第18号)に定める使用料の収納に関する事務及び大和高田市自動車駐車場条例(平成8年条例第24号)に定める使用料の収納に関する事務を下記の者に委託したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により告示します。

平成30年4月1日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 収納の事務を委託した者の住所、氏名

奈良県大和高田市池田418番地の1
社団法人 大和高田市シルバー人材センター

2. 委託した事務の範囲

- (1) JR高田駅西側駐車場に係る使用料の収納
- (2) サイクルポート近鉄高田北に係る使用料の収納
- (3) サイクルポート近鉄高田南に係る使用料の収納
- (4) サイクルポートJR高田に係る使用料の収納
- (5) サイクルポートJR高田西に係る使用料の収納
- (6) サイクルポート高田市駅に係る使用料の収納
- (7) サイクルポート松塚駅に係る使用料の収納
- (8) サイクルポート浮孔に係る使用料の収納

3. 期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

4. 収納の方法

口頭、掲示及び自動管理機器による収納

告示第55号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項に基づき、手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成30年4月1日

大和高田市長 吉田 誠克

1 委託先

東京都千代田区一番町25番地
 地方公共団体情報システム機構 理事長 吉本 和彦

2 委託した事務の範囲

コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付に係る住民票の写しの交付手数料、印鑑登録証明書交付手数料及び市民税の課税に関する証明書交付手数料の収納

3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）第13条第2項の規定により告示する。

平成30年4月1日

大和高田市長 吉田 誠克

1 指定代理納付者の名称及び所在地

名称	所在地
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号
株式会社イーコンテクト	東京都渋谷区恵比寿南3丁目5-7 デジタルゲートビル5F

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入の種類

ふるさと大和高田応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間

ヤフー株式会社 平成30年4月2日から平成31年3月31日まで
 株式会社イーコンテクト 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

告示第60号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年4月2日

大和高田市長 吉田 誠克

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成30年3月1日	3									
平成30年3月2日	3		1							
平成30年3月6日			1							
平成30年3月13日	1		2							

平成30年3月14日			3							
平成30年3月15日			1							
平成30年3月20日	2									
平成30年3月22日	2									
平成30年3月29日			1							

3 保管場所

大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴取します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴取する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第61号

差押調書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年4月6日

大和高田市長 吉田 誠克

1 この通知の発送年月日

平成30年3月29日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場に掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第62号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項並びに第11条の2第12項及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）第3条の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年4月10日

大和高田市長 吉田 誠克

閲覧者氏名（法人の場合は名称及び代表者又は管理者名）	請求事由 （利用目的）の概要	閲覧年月日	閲覧した住民の 範囲
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課	「娯楽と生活習慣に関する調査」の調査対象者を抽出	平成29年4月25日	大字根成柿の昭和17年5月1日から平成9年4月30日以前生まれの日本人男女
内閣府大臣官房政府広報室	「国民生活に関する世論調査」の調査対象者抽出	平成29年5月24日	大東町の満18歳以上の日本人男女
(株)野村総合研究所	「テレビ視聴に関する調査」の調査対象者抽出	平成29年5月25日	礪野東町の満16歳以上の日本人男女
内閣府大臣官房政府広報室	「救急に関する世論調査」の調査対象者抽出	平成29年6月22日	北片塩町の満18歳以上の日本人男女
厚生労働省保険局医療課	「支払意思額測定に関する調査」の調査対象者抽出	平成29年6月22日	大字池田の20歳から79歳の男女
朝日新聞社マーケティング本部マーケティング部	「2017年新聞及びウェブ利用に関する総合調査」の調査対象者抽出	平成29年6月23日	大字有井の満15歳以上の日本人男女
(株)時事通信社	「くらしと環境に関する世論調査」の調査対象者抽出	平成29年8月8日	東三倉堂町の満20歳以上の日本人男女
NHK放送文化研究所	「メディア利用動向調査」の調査対象者抽出	平成29年9月21日	大字野口の満16歳以上の日本人男女
東京大学社会科学研究所	「紛争経験調査」の調査対象者抽出	平成29年10月4日	日之出町の満20歳以上の日本人男女
内閣府大臣官房政府広報室	「外交に関する世論調査」の調査対象者抽出	平成29年10月5日	東中2丁目の満18歳以上の日本人男女
農林水産省消費・安全	「食育に関する意識調	平成29年10月24日	西三倉堂1丁目の満20

局	「調査」の調査対象者抽出		歳以上の日本人男女
内閣府男女共同参画局 推進課	「平成29年度男女間における暴力に関する調査」の調査対象者抽出	平成29年11月2日	中三倉堂2丁目の満20歳以上の日本人男女
内閣府大臣官房政府広報室	「家族の法制に関する世論調査」の調査対象者抽出	平成29年11月7日	今里町の満18歳以上の日本人男女
国土交通省土地・建設産業局企画課	「土地問題に関する国民の意識調査」の調査対象者抽出	平成29年11月9日	大字田井の20歳以上の日本人男女
内閣府大臣官房政府広報室	「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」の調査対象者抽出	平成29年12月14日	大中南町の満18歳以上の日本人男女
NHK放送文化研究所	「2018年3月東京リリック・パラリンピックに関する調査」の調査対象者抽出	平成29年12月28日	西三倉堂2丁目、栄町の満20歳以上の日本人男女
内閣府大臣官房政府広報室	「社会意識に関する世論調査」の調査対象者抽出	平成30年1月11日	磯野南町の満18歳以上の日本人男女
奈良県くらし創造部人権施策課	「人権に関する県民意識調査」の調査対象者抽出	平成30年1月11日	大字市場の満18歳以上の外国人
国立病院機構 久里浜医療センター	「飲酒と生活習慣に関する調査」の調査対象者抽出	平成30年1月12日	大字大中の満20歳以上の日本人男女
日本たばこ産業(株)たばこ事業本部M&S企画部	「全国たばこ喫煙者率調査」の調査対象者抽出	平成30年1月31日	田井新町の昭和3年5月1日から平成10年4月30日生まれの男女

告示第64号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定によ

り利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成30年4月16日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成30年7月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成30年1月1日から平成30年1月31日までの間

告示第65号

大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年4月16日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱の一部を改正する告示

大和高田市特別融資制度推進会議設置要綱（平成25年大和高田市告示第87号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「次項」を「次条」に改め、同条第2項を削る。

第6条を第9条とする。

第5条第1項中「認定等」を「審査等」に改め、同条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

（会長）

第5条 推進会議に会長を置き、市長をもって充てる。

2 会長は、推進会議を招集し、会議を主宰する。

（会議）

第6条 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 推進会議の議事は、出席委員の全員一致により決定するものとする。

3 推進会議の事務局（以下「事務局」という。）は、市民部まちづくり振興室産業振興課に置く。

（運営）

第7条 本制度を効率的に実施するため、第3条の協議等に当たっては、推進会議は、次項に定める慎重な審議が必要な場合を除いて、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。）に委任するものとする。

2 慎重な審議が必要な場合とは、次に掲げる場合をいう。

（1）借入額が1億5千万円（法人にあっては5億円）を超える場合。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

ア 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合

イ 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2に定めるものをいう。）に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者（人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置

付けられることが確実であると市長が認めた農業者を含む。)が借り入れる場合

(2) 認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。)を対象とする資金の貸付けにあつては、次に掲げる場合

ア 必要とする青年等就農資金の借入額が3,700万円を超える場合

イ 農業経営改善関係資金基本要綱(平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「経営改善基本要綱」という。)第3の1の(2)の指導農業士等による意見書及び第3の1の(4)の奈良県による確認書又は第3の1の(4)の奈良県による意見書(以下「意見書」という。)が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合

3 前項の場合において、事務局は、第5項に定める場合を除いて、案件ごとに融資機関への文書持ち回り方式により処理する。

4 事務局は、当該借入希望者への利子助成等を行う奈良県及び大和高田市(以下「助成地方公共団体」という。)その他直接関係を有する構成機関に対し、迅速に文書(電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を送付する。

5 地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が意見書の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合は、会議方式により処理する。この場合において、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努めるものとする。

6 第1項により委任を受けた融資機関が認定等を行った場合、当該融資機関は事務局に対し、速やかに認定等を行った借入希望者の氏名、住所、農業経営改善計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画を含む。)をいう。)又は青年等就農計画(農業経営基盤強化促進法第14条の4の第1項の認定に係る青年等就農計画をいう。)の認定年月日、同認定番号、資金名、貸付実行予定額、同予定日、償還方法、年償還回数、償還期限及び据置期間その他助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項を報告する。

7 前項の報告を受けた事務局は、次の各号に掲げる機関ごとに、それぞれ当該各号に掲げる事項を速やかに通知するものとする。

(1) 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項

(2) その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項等

第4条を削る。

第3条第1号から第6号までを次のように改める。

(1) 大和高田市

(2) 大和高田市農業委員会

(3) 奈良県(奈良県中部農林振興事務所を含む。)

(4) 株式会社日本政策金融公庫

(5) 奈良県農業協同組合

(6) 奈良県農業信用基金協会

第3条を第4条とする。

第2条の見出し中「等」を削り、同条第1号中「第2項各号」を削り、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(対象となる資金)

第2条 対象とする資金は、次のとおりとする。

- (1) 農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。）
- (2) 農業経営改善促進資金（農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第4に定める資金をいう。）
- (3) 農業近代化資金（認定農業者貸付けに係る経営改善資金計画の認定）
- (4) 青年等就農資金（青年等就農資金基本要綱（平成26年25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、推進会議が必要と認める資金

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第66号

平成29年度国民健康保険税第1期、第2期、第3期、第4期、第5期、第6期、第7期及び第8期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年4月23日

大和高田市長 吉田 誠克

1 この通知の発送年月日

平成29年度国民健康保険税第1期	平成29年	8月28日
平成29年度国民健康保険税第2期	平成29年	9月28日
平成29年度国民健康保険税第3期	平成29年	10月30日
平成29年度国民健康保険税第4期	平成29年	11月29日
平成29年度国民健康保険税第5期	平成29年	12月26日
平成29年度国民健康保険税第6期	平成30年	1月30日
平成29年度国民健康保険税第7期	平成30年	2月27日
平成29年度国民健康保険税第8期	平成30年	3月29日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場に掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第67号

平成29年度市県民税随時分の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年4月26日

大和高田市長 吉田 誠克

- 1 この通知の発送年月日
平成29年度市県民税随時分 平成30年3月30日
- 2 送達を受けるべき者
省略（市役所前掲示場に掲示済み）
（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第69号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したため、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年5月1日

大和高田市長 吉田 誠克

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため
- 2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
平成30年4月2日	1									
平成30年4月3日	1									
平成30年4月9日	1									
平成30年4月11日	2									
平成30年4月13日	1									
平成30年4月17日	1									
平成30年4月19日	2									
平成30年4月20日	3	1								
平成30年4月24日	2		1	1						
平成30年4月27日	1		1							

- 3 保管場所
大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所
- 4 引取期間
告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 5 引取時間
午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで
- 6 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴取します。
ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴取する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第70号

大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)第14条第1項の規定により電子公印を使用しますので、同規則第14条第6項の規定により告示します。

平成30年5月1日

大和高田市長 吉田 誠克

公印に関する事項

公印の名称	市長印
寸法	方21mm
使用する理由	業務システム調整に伴い、事務の迅速化及び効率化を図るため。
使用開始年月日	平成30年5月1日
印影	省略(市役所前掲示場に掲示済み)

使用する文書

担当課	文書の名称
都市計画課	屋外広告物許可書

公 告

公告第13号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年4月3日

大和高田市長 吉田
誠克

1 業務名	大和高田市流域対策検討業務 (再度入札)
2 履行場所	大和高田市内

3 履行期間	契約締結日から平成30年12月28日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（河川・砂防及び海岸・海洋部門）に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成19年4月1日以降において、官公庁発注の地理情報システム（GIS）によるデータ構築を含む同種業務を元請けで履行実績を有する者であること。</p> <p>(3) 奈良県内に本店又は支店等を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 平成19年4月1日以降における同種業務の契約書の写し及び登録内容確認書（テクリス）等（業務の同等確認できるもの）の写し</p> <p>③ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成30年4月4日（水）から平成30年4月16日（月）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年4月17日（火）</p>

	<p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年4月23日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年4月24日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年4月26日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年4月27日(金)午前11時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものの</p>

	した入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限基準比較価格	¥2,960,000- (消費税等抜き)
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第14号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年4月3日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	一般焼却炉2号ガス冷却室更新工事
2 工事場所	大和高田市 今里川合方 地内(大和高田市クリーンセンター)
3 工事期間	契約締結日から平成31年3月20日(火)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。 (2) 清掃施設工事において建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の建設業の許可を受けており、かつ、同法第27条の23に規定する経営事項審査における清掃施設工事の総合評定値(同法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。)が1,200点以上であること。 (3) 過去5年間(平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間)に官公庁(公益民間企業等含む。)発注の清掃施設工事(本施設(150トン/日)と同等以上のごみ焼却施設における改修工事等)を元請(共同企業体の場合は代表者に限る。)で1億円以上の施工実績を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)</p> <p>② 建設業許可証明書等の写し及び経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの)の写し</p> <p>③ 過去5年間(平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間)における清掃施設工事の契約書の写し及び登録内容確認書(コリンズ)等(工事の同等確認できるもの)の写し</p> <p>④ 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成30年4月4日(水)から平成30年4月17日(火)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年4月18日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成30年4月4日(水)から平成30年4月17日(火)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年4月27日(金)午後5時まで</p>

	<p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年5月7日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年5月10日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年5月11日（金）午前11時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>¥70,200,000-（消費税等抜き）</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができない</p>

ときは、開札を中止します。
 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第15号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年4月3日

大和高田市長 吉田 誠克

1 件 名	平成30年度庁用バス運行業務委託
2 委託期間	契約締結日から平成31年3月31日まで
3 業務内容等	仕様書のとおり
4 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(4) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当しないものであること。</p> <p>(5) 一般乗合旅客自動車運送業又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可を得ていること。</p> <p>(6) 過去5年間のうちに、官公庁においてバス運行業務委託実績を有すること（1 契約の委託期間は半年以上であること。）。</p> <p>(7) 運転者資格（大型二種免許資格）を有している乗務員が3名以上常勤していること。</p> <p>(8) 道路運送上必要な整備管理者が当該バス管轄営業所に1名以上常勤していること。</p> <p>(9) 大型バスの保管及び管理が可能であること。</p> <p>(10) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、適正に運転者の健康管理ができていないこと。</p>
5 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び下記必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次の6点とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4（4）に係る暴力団排除に関する誓約書（*） ・ 一般乗合旅客自動車運送業又は一般貸切旅客自動車運送業の免許

	<p>状の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間の官公庁におけるバス運行業務委託実績を証する契約書の写し ・運転資格者(大型二種免許)一覧及び業務従事予定者(2名以上)の運転免許証(大型二種免許)の写し ・定期健康診断を受診させ、適切な勤務体制により、業務従事予定者の健康状態が良好に保たれていることを保証する誓約書(*) <p>このうち、(*)のある各誓約書は本市指定様式によるものとし、様式については申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、必ず持参とします。(郵送不可)</p> <p>(4) 申請期間 平成30年4月4日(水)から平成30年4月17日(火)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 申請時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 申請場所 〒635-8511 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
6 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年4月18日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
7 質疑等	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び回答は、FAXにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします。)</p> <p>(1) 質疑期限 平成30年4月20日(金)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市 環境建設部 契約監理室 担当 米田、松本 FAX(0745)49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年4月23日(月)午後5時まで。回答は、原則、質問者に対してのみ行います。</p>
8 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年4月25日(水)。なお、入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>

9 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
10 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
11 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成30年4月26日（木）午前10時から (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
12 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
13 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。 開札の結果、各参加者の入札の全てが予定価格の制限の範囲内での価格での入札とならなかったときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行します。この場合における見積書の徴取については、2人以上の者（2人以上の者を確保するため、本市の登録事業者でない者を含めることがあります。）から行き、予定価格の制限の範囲内で最廉価格を提示した者を契約締結義務者としてします。
14 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第16号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年4月4日

大和高田市長 吉田 誠克

1 件 名	大和高田市立病院院内滅菌業務委託
2 履行場所	大和高田市立病院
3 履行期間	平成30年7月1日から平成33年6月30日まで

4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) 大和高田市暴力団排除条例(平成23年告示第22号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下同じ。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。</p> <p>(5) 国内の病床数300床以上の病院で滅菌業務の元請け受託実績(平成20年4月1日～平成30年3月31日の間で2年以上継続し履行した業務実績)を有する者 ※病院とは、国が開設する病院若しくは医療法第31条に規定する公的医療機関又はこれらに準ずるものと市が認める病院(独立行政法人等の病院)とする。</p> <p>(6) 自社社員で受託業務の責任者(以下「統括責任者」という。)を専任で配置することができる者。ただし、統括責任者は、過去10年以内に医療法の規定にもとづく300床以上の病院で滅菌業務に3年以上の実務経験を有する者でなければならない。</p> <p>(7) 次に掲げる有資格者を配置することができる者 ①第二種滅菌技師 ②特定化学物質等作業主任者 ③第一種圧力容器取扱作業主任者 ※(6)は(7)を兼任することができます。</p> <p>(8) 当該業務を仕様書に基づき人員を配置し、確実に業務を履行できる者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載(ダウンロード可能)しています。</p> <p>(2) 必要書類として次に掲げるものを申請書と同時に提出してください。</p> <p>ア) 5(4)に係る暴力団排除に関する誓約書。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>イ) 5(5)については別紙(様式1)の業務実績調書と当該業務契約書の写し</p> <p>ウ) 5(6)については別紙(様式2)の業務責任者の経歴書及びその業務責任者が自社社員である証明書(雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は社会保険加入証明書の写し)</p> <p>エ) 5(7)については①から③までの有資格配置予定者の資格</p>

	<p>証の写し</p> <p>オ) 履歴事項全部証明書(発行後3ヶ月以内のもの)</p> <p>カ) 印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの)</p> <p>上記オ)、カ)は、平成30年度大和高田市競争入札参加資格者名簿</p> <p>又は大和高田市立病院競争入札参加資格者名簿に登録されている者に</p> <p>ついては、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間</p> <p>平成30年4月4日(水)から平成30年4月17日(火)まで。</p> <p>ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(6) 受付場所</p> <p>大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 総務課</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日</p> <p>平成30年4月18日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知</p> <p>参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知</p> <p>参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)等の配布	<p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間</p> <p>平成30年4月4日(水)から平成30年4月17日(火)まで。</p> <p>ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(3) 配布の場所</p> <p>大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 総務課</p> <p>(4) 費用の負担</p> <p>配布に係る費用は、頂きません。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間</p> <p>平成30年4月4日(水)から平成30年4月20日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先</p> <p>大和高田市立病院 総務課 FAX 0745-53-2908</p> <p>(4) 回答方法及び期日</p> <p>回答は、FAXによるものとし、平成30年4月24日(火)午後5時までとします。また回答は原則質問者にのみとします。</p>
10 入札書の提出方	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p>

法	<p>(1) 期限 平成30年4月26日（木）入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 市立病院総務課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 4 開札の日時等	入札の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成30年4月27日（金）午後1時30分 (2) 場所 大和高田市立病院放射線治療棟 大会議室
1 5 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限価格	設定しません。
1 8 開札結果等の公表	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、大和高田市立病院総務課において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市立病院ホームページで公表します。
1 9 その他	<p>(1) 個人による申請は受け付けません。</p> <p>(2) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(3) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第17号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年4月16日

大和高田市長 吉田 誠克

公告第18号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年4月16日

大和高田市長 吉田 誠克

公告第19号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年4月16日

大和高田市長 吉田 誠克

公告第20号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年4月16日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	陵西幼稚園屋外保育場防水改修工事
2 工事場所	大和高田市 大字池田 地内（大和高田市立陵西幼稚園）
3 工事期間	契約締結日から平成30年6月29日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の塗装・防水工事に登録している者であること。 （2）大和高田市内に本店を有する者であること。 （3）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） （5）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 （6）（3）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格が

	<p>ないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年4月17日(火)から平成30年4月23日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年4月24日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成30年4月17日(火)から平成30年4月23日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年5月2日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年5月7日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p>

法	<p>(1) 期限 平成30年5月8日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年5月9日(水) 午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 7 最低制限基準比較価格	¥3,460,000-(消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第21号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和2

2年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年4月19日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	高田西中学校大規模改造工事
2 工事場所	大和高田市 大字池田 地内（高田西中学校）
3 工事期間	本契約成立日から平成32年2月28日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>本件工事は、代表者1者、構成員1者による特定建設共同企業体で行うものとし、この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 代表者及び構成員は次の要件をすべて満たしている者とする。</p> <p>(ア) 代表者</p> <p>① 本店又は支店等を奈良県内に有すること。</p> <p>② 経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の結果における建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。</p> <p>③ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する監理技術者（平成30年6月中旬時点において継続して3月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できること。（本工事は、議会の議決により成立するため、専任技術者は平成30年6月中旬から配置できる者とする。）</p> <p>(イ) 構成員</p> <p>① 本店を大和高田市内に有すること。</p> <p>② 大和高田市における建築一式工事は平成29年度格付け等級がA又はB級であること。</p> <p>③ 一級若しくは二級建築施工管理技士又は一級若しくは二級建築士の資格を有する主任技術者（平成30年6月中旬時点において継続して3月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できること。（本工事は、議会の議決により成立するため、専任技術者は平成30年6月中旬から配置できる者とする。）</p> <p>(3) 代表者の出資比率は2分の1以上とし、構成員の出資比率は10分3以上とする。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限ま

	<p>でに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式（JV用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、特定建設工事共同企業体協定書と5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。また、5（2）（ア）②の要件を満たすことを証するものとして経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の写しを提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成30年4月20日（金）から平成30年5月7日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年5月8日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成30年4月20日（金）から平成30年5月7日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p> <p>(4) 費用の負担等 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書（仕様書）は入札執行までに返却願います。</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限</p>

	<p>平成30年5月18日(金)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年5月21日(月)午後5時まで 回答は、本件工事入札参加資格を認めた者すべてに行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年5月23日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年5月24日(木)午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札候補者の決定	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>
16 事後審査	<p>落札候補者の優先順位により5の(2)(ア)③及び同(2)(イ)③に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 本契約の成立	<p>(1) 本件工事の契約については、大和高田市議会の議決を要するため、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。</p> <p>(2) 落札者決定後、議会の議決までの間に落札した共同企業体を構</p>

	成する建設業者の1者が、入札参加資格の制限又は入札参加資格停止を受けた場合は仮契約を締結せず、また、仮契約を締結しているときは解除します。
19 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。また、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
20 最低制限基準比較価格	¥215,820,000-(消費税等抜き)
21 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
22 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
23 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第22号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年4月19日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	陵西小学校既存校舎解体及び外部階段増築工事
2 工事場所	大和高田市 大字池田 地内(陵西小学校)
3 工事期間	本契約成立日から平成31年3月29日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>本件工事は、代表者1者、構成員1者による特定建設共同企業体で行うものとし、この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 代表者及び構成員は次の要件をすべて満たしている者とする。</p> <p>(ア) 代表者</p> <p>① 本店又は支店等を奈良県内に有すること。</p> <p>② 経営規模等審査結果通知書・総合評価値通知書(有効期間内にある直近のもの)の結果における建築一式工事の総合評価値が1,000点以上であること。</p> <p>③ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する監理技術者(平成30年6月中旬時点において継続して3月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できること。(本工事は、議会の議決により成立するため、専任技術者は平成30年6月中旬から配置できる者とする。)</p> <p>(イ) 構成員</p> <p>① 本店を大和高田市内に有すること。</p> <p>② 大和高田市における建築一式工事は平成29年度格付け等級がA又はB級であること。</p> <p>③ 一級若しくは二級建築施工管理技士又は一級若しくは二級建</p>

	<p>築士の資格を有する主任技術者（平成30年6月中旬時点において継続して3月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できること。（本工事の契約は、議会の議決により成立するため、専任技術者は平成30年6月中旬から配置できる者とする。）</p> <p>(3) 代表者の出資比率は2分の1以上とし、構成員の出資比率は10分3以上とする。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式（JV用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、特定建設工事共同企業体協定書と5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。また、5（2）（ア）②の要件を満たすことを証するものとして経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の写しを提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成30年4月20日（金）から平成30年5月7日（月）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年5月8日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知</p>

	<p>参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成30年4月20日(金)から平成30年5月7日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p> <p>(4) 費用の負担等 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書(仕様書)は入札執行までに返却願います。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年5月18日(金)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年5月21日(月)午後5時まで 回答は、本件工事入札参加資格を認めた者すべてに行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年5月23日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年5月24日(木)午前10時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に</p>

	供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
16 事後審査	落札候補者の優先順位により5の(2)(ア)③及び同(2)(イ)③に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 本契約の成立	(1) 本件工事の契約については、大和高田市議会の議決を要するため、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。 (2) 落札者決定後、議会の議決までの間に落札した共同企業体を構成する建設業者の1者が、入札参加資格の制限又は入札参加資格停止を受けた場合は仮契約を締結せず、また、仮契約を締結しているときは解除します。
19 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。また、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
20 最低制限基準比較価格	¥149,900,000-（消費税等抜き）
21 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
22 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
23 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第23号

平成30年度大和高田市固定資産評価要領作成業務の事業者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

平成30年4月26日

大和高田市長 吉田 誠克

1 業務概要

(1) 業務名

平成30年度大和高田市固定資産評価要領作成業務

(2) 業務の目的

大和高田市における固定資産税の公平かつ適正な賦課を行うために、平成30基準年度における評価事務の現況を整理しつつ、平成33基準年度に対応した土地及び家屋の評価

に関する評価要領を作成することで、評価及び課税に対する説明責任の確保に資することを目的とする。

(3) 提案上限額
金5,211,000円(税込)

(4) 履行期間
契約締結日～平成33年3月31日

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市固定資産評価要領作成業務委託事業者選定要項」の「4 資格要件」をすべて満たす者であること。

3 その他

大和高田市固定資産評価要領作成業務委託事業者選定要項による。

4 担当課

大和高田市役所 財務部税務課

公告第24号

大和高田市新庁舎建設事業設計・施工業務の受託候補者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

平成30年5月1日

大和高田市長 吉田 誠克

1 業務概要

(1) 業務名

大和高田市新庁舎建設事業設計・施工業務

(2) 業務概要

新庁舎建設にかかる設計業務、施工業務及び工事監理業務

(3) 履行期間

契約締結の日から平成33年3月19日(金)まで

(4) 委託契約限度額

5,049,074,800円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市新庁舎建設事業設計・施工業務公募型プロポーザル募集要項」(以下「募集要項」という。)の「5. 参加資格」の要件を全て満たす者であること。

3 参加表明書の提出期限

平成30年5月31日(木) 17時15分まで

4 その他

募集要項による。

5 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 財務部 庁舎建設室

TEL 0745-22-1101

公告第25号

大和高田市新庁舎オフィス環境整備支援業務の受託候補者選定を公募型プロポーザル方式で行い

ますので公告します。

平成30年5月1日

大和高田市長 吉田 誠克

1 業務概要

(1) 業務名

大和高田市新庁舎オフィス環境整備支援業務

(2) 業務概要

新庁舎のオフィス環境整備基本計画策定、オフィス環境整備基本設計業務、オフィス環境整備実施設計業務

(3) 履行期間

契約締結の日から平成32年9月30日（水）まで

(4) 委託契約限度額

17,290,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市新庁舎オフィス環境整備支援業務に係る公募型プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）の「3. 参加資格」の要件を全て満たす者であること。

3 参加表明書の提出期限

平成30年5月18日（金）17時15分まで

4 その他

募集要項による。

5 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 財務部 庁舎建設室
TEL 0745-22-1101

公告第26号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年5月2日

大和高田市長 吉田 誠克

1 業務名	浄化槽保守点検業務（市内7小学校、2中学校、5幼稚園）
2 業務場所	大和高田市 旭北町 他13地内（片塩小学校他13校）
3 業務期間	平成30年6月1日（金）から平成31年5月31日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）平成29・30・31年度本市競争入札参加資格者名簿（清掃・警備・建物管理等業務）に種目「建物管理」で登録していること。 （2）奈良県内に本店を有する者であること。 （3）浄化槽法（昭和58年法律第43号）第48条第1項に基づく奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年奈良県条例第4号）に規定する「奈良県浄化槽保守点検業」の奈良県知事

	<p>登録を受けている者であること。</p> <p>(4) 浄化槽管理士の免状の交付を受けている者の選任ができる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）しています。</p> <p>(2) 必要書類として次に掲げるものを申請書と同時に提出してください。</p> <p>ア) 5(3)に定める有資格者であることを証する写し</p> <p>イ) 5(4)に定める有資格者の資格証の写し</p> <p>ウ) 5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成30年5月7日（月）から平成30年5月15日（火）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年5月16日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書</p>

	を送付します。
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成30年5月7日(月)から平成30年5月15日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 前年度の管理報告書の閲覧	<p>前年度の管理報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 平成30年5月18日(金)</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は午後3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 教育総務課</p>
10 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年5月21日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年5月22日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
11 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年5月24日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
12 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
13 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
14 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p>

	<p>(1) 日時 平成30年5月25日（金）午前10時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
15 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
16 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
17 契約保証金	<p>免除します。</p>
18 最低制限基準比較価格	<p>¥3,280,000-（消費税等抜き）</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

教育委員会

教育委員会訓令第1号

平成29年度大和高田市文化会館レストラン運営事業者プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成30年2月14日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

平成29年度大和高田市文化会館レストラン運営事業者プロポーザル選定委員会設置要綱（設置）

第1条 大和高田市文化会館レストラン運営事業者を募集するに当たり、当該運営業務に係る事業者（以下「運営事業者」という。）の特定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、大和高田市文化会館レストラン運営事業者プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 募集要領及び仕様書の審議及び策定に関する事項
- (2) 提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価に関する事項
- (3) 運営事業者候補の選定に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 教育長

- (2) 教育委員会事務局長
- (3) 教育総務課長
- (4) 文化振興課長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

3 委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から運営事業者の特定の日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第6条 委員会の会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第8条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化振興課において処理する。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

教育委員会訓令第2号

大和高田市教育委員会パブリックコメント手続要綱を次のように定める。

平成30年3月23日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

大和高田市教育委員会パブリックコメント手続実施要綱

大和高田市教育委員会におけるパブリックコメント手続については、大和高田市パブリックコメント手続実施要綱(平成29年訓令第9号)の規定の例による。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

教育委員会告示第5号

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年3月23日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱(平成16年教育委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「1.05」を「1.075」に、「1.2」を「1.225」に改める。

別表中

「

スクールアドバイザー	167,856円	—	—
適応指導教室専任教員	233,376円	—	—

」を

「

スクールアドバイザー	169,000円	8,200円	1,060円
適応指導教室専任教員	233,792円	—	—

」に、

「

小学校講師	193,128円	—	—
-------	----------	---	---

」を

「

小学校講師	194,272円	—	—
-------	----------	---	---

」に、

「

高等学校講師	203,632円	—	2,500円
--------	----------	---	--------

」を

「

高等学校講師	204,776円	—	2,500円
--------	----------	---	--------

」に、

「

高等学校実習助手	175,448円	—	2,000円
----------	----------	---	--------

」を

「

高等学校実習助手	176,592円	—	2,000円
----------	----------	---	--------

」に

改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

教育委員会告示第6号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を次のとおり招集する。

平成30年3月23日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

日 時 平成30年3月27日(火) 午前9時00分～

場 所 大和高田市役所別棟 2階 教育長室

- 議案 第1号 市職員人事について
第2号 その他

教育委員会告示第7号

大和高田市教育委員会4月定例委員会を次のとおり招集する。

平成30年4月3日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

- 日時 平成30年4月9日(月)午後2時00分～
場所 市役所 4階 委員会室
議案 第1号 平成30年度大和高田スカウト運動育成協会 感謝状授与について
第2号 後援願いについて
第3号 その他

選挙管理委員会**選挙管理委員会告示第5号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成30年4月6日

大和高田市選挙管理委員会 委員長 松村 恵由

1. 日時 平成30年4月13日(金) 午前9時00分
2. 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
3. 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

選挙管理委員会告示第6号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成30年5月2日

大和高田市選挙管理委員会 委員長 松村 恵由

1. 日時 平成30年5月11日(金) 午前9時00分
2. 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
3. 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

公営企業**上下水道事業告示第11号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、国土交通省近畿地方整備局長より大和都市計画下水道事業の事業計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年3月30日

(大和高田市上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田 誠克

- 1 施行者の名称 大和高田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画下水道事業大和高田市流域関連公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和54年3月23日から平成37年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 無し
 - (2) 使用の部分
昭和54年3月奈良県告示796号、昭和59年3月奈良県告示第882号、昭和63年8月奈良県告示第288号、平成2年4月奈良県告示第22号、平成3年1月奈良県告示第500号、平成6年6月奈良県告示第157号、平成10年4月奈良県告示第37号、平成16年12月奈良県告示第451号、平成19年6月奈良県告示121号、平成23年4月奈良県告示9号、平成25年3月奈良県告示372号及び平成28年3月奈良県告示497号のうち大字野口、大字市場及び大字大谷の各一部を変更する。
- 5 縦覧場所
大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道部下水道課
- 6 縦覧期間
平成30年4月2日から平成37年3月31日まで（ただし、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 7 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

上下水道事業公告第2号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年4月3日

（上下水道事業管理者）
大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	敷枝築山地内管渠工事（56）・給配水管移設工事（G56）
2 工事場所	大和高田市 築山 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年9月28日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 平成29年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生

	<p>法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成30年4月4日（水）から平成30年4月10日（火）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年4月11日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年4月4日（水）から平成30年4月17日（火）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後</p>

	<p>1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年4月19日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成30年4月20日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年4月22日(日)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年4月23日(月)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>

16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥18,420,000- (消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

上下水道事業公告第3号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年4月3日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	高4枝礪野北町地内管渠工事(6-1)・給配水管移設工事(G06-1)
2 工事場所	大和高田市 礪野北町 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年9月28日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 平成29年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入

	<p>札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年4月4日(水)から平成30年4月10日(火)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年4月11日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年4月4日(水)から平成30年4月17日(火)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年4月19日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限</p>

	平成30年4月20日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成30年4月22日（日）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成30年4月23日（月）午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥16,380,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

上下水道事業公告第4号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年4月3日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	葛5枝出地内管渠工事(66)・給配水管移設工事(G66)
2 工事場所	大和高田市 出 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年9月28日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成29年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p>

	<p>(4) 受付期間 平成30年4月4日（水）から平成30年4月10日（火）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年4月11日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年4月4日（水）から平成30年4月17日（火）まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 平成30年4月19日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成30年4月20日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>10 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年4月22日（日）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便</p>

	によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 （1）日時 平成30年4月23日（月）午前9時20分 （2）場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 （3）開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥15,530,000－（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 （4）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

上下水道事業公告第5号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年4月3日

（上下水道事業管理者）
大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	市枝野口・市場地内管渠工事（5）
2 工事場所	大和高田市 野口・市場 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年8月31日（木）まで

4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成29年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年4月4日(水)から平成30年4月10日(火)まで。 ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年4月11日(水)</p>

	<p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年4月4日(水)から平成30年4月17日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年4月19日(木)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成30年4月20日(金)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年4月22日(日)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年4月23日(月)午前9時30分</p> <p>(2) 場所</p>

	大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥8,530,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

上下水道事業公告第6号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年5月2日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	高5枝東中2丁目地内管渠工事（2）・給配水管移設工事（G02）・配水管布設替工事（S02）
2 工事場所	大和高田市 東中2丁目 地内
3 工事期間	契約締結日から平成31年2月28日（木）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 平成29年度大和高田市格付け等級がA級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者（契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者）を当該工事に専任で配置できる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者

	<p>であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（8）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成30年5月7日（月）から平成30年5月11日（金）まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年5月14日（月）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年5月7日（月）から平成30年5月18日（金）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p>

	<p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年5月30日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成30年5月31日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年6月3日(日)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年6月4日(月)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札候補者の決定	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>

16 事後審査	落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室
17 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
18 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
19 最低制限基準比較価格	¥124,040,000-(消費税等抜き)
20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

上下水道事業公告第7号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年5月2日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	高5枝曾大根地内管渠工事(3)・給配水管移設工事(G03)
2 工事場所	大和高田市 曾大根 地内
3 工事期間	契約締結日から平成31年2月28日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 平成29年度大和高田市格付け等級がA級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 土木工事に関する1級の資格を有する監理技術者(契約締結時点において継続して3ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者講習を5年以内に受講した者)を当該工事に専任で配置できる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措

	置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(8)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年5月7日(月)から平成30年5月11日(金)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年5月14日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年5月7日(月)から平成30年5月18日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年5月30日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先</p>

	<p>大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成30年5月31日(木) 午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年6月3日(日)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年6月4日(月) 午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札候補者の決定	<p>落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>
16 事後審査	<p>落札候補者の優先順位により5(4)に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室</p>
17 落札者の決定	<p>事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。</p>
18 契約保証金	<p>大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。</p>
19 最低制限基準比較価格	<p>¥82,110,000-(消費税等抜き)</p>

20 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
21 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
22 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

上下水道事業公告第8号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年5月2日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	高6枝西三倉堂1丁目地内管渠工事(54)・給配水管移設工事(G54)
2 工事場所	大和高田市 西三倉堂1丁目 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年10月31日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。 (2) 平成29年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。

	<p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年5月7日(月)から平成30年5月11日(金)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年5月14日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年5月7日(月)から平成30年5月18日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年5月23日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成30年5月24日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限</p>

	<p>平成30年5月27日(日)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年5月28日(月) 午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥17,850,000- (消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

上下水道事業公告第9号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年5月2日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	高6枝南陽町地内管渠工事(51)・給配水管移設工事(G51)
2 工事場所	大和高田市 南陽町 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年10月31日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成29年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年5月7日(月)から平成30年5月11日(金)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後</p>

	<p>1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年5月14日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年5月7日(月)から平成30年5月18日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年5月23日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成30年5月24日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年5月27日(日)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市</p>

	契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成30年5月28日(月)午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥15,080,000- (消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

上下水道事業公告第10号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年5月2日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	高6枝南陽町地内管渠工事(53)・給配水管移設工事(G53)
2 工事場所	大和高田市 南陽町 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年10月31日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。

	<p>(2) 平成29年度大和高田市格付け等級がC級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成30年5月7日（月）から平成30年5月11日（金）まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年5月14日（月）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>

8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年5月7日(月)から平成30年5月18日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年5月23日(水)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成30年5月24日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年5月27日(日)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年5月28日(月)午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p>

	<p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥9,250,000- (消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>